

第4編 津波災害対策

第1章 津波被害想定

第1節 津波に関する知識

第1 海溝型地震と津波

海溝型地震は、海底のプレート境界や海底の活断層で発生し、マグニチュード7程度から津波をともしなう。（なお、震源、深さ等によってはM7未満でも津波が発生する。）

その発生間隔は活断層で発生する地震より短く、地震の規模もマグニチュード8を超える巨大地震が発生する。

津波は、水深の深い外洋では波高はあまり高くないが、沿岸部に近づくと、波高が高くなり沿岸部に被害をもたらす。

津波の第1波は、引き潮から始まる引き波と、押し寄せから始まる押し波がある。また、小さな引き潮の後に大きな津波が押し寄せるなど様でなく、津波は第1波よりも2波、3波目が大いこともある。

特に、沿岸部では外洋と比較して水深が浅いことや、海底地形等の影響により、次のような現象が発生することがある。

○ 浅水効果

外洋での津波の波長（波の山と山あるいは谷と谷の距離）は数10kmにもなり、速度は水深が深いほど速く、浅いほど遅くなる。津波が水深の浅い沿岸に近づくと、波の先端ほど水深が浅く、津波の先端部が減速するため、津波の前面に後方部が乗り上げるような形となって波高が高くなる。

○ 集中効果

津波がV字型の湾内に入り込んだ場合、湾の両側から波が圧縮されるような現象が生じ、波高が高くなる。特に、狭い湾の奥になるほど波高が高くなる。

○ 共鳴効果

津波の波長が湾の大きさの4倍程度である場合は、湾の奥における波高が次々と高くなる現象が生じる。

○ その他の効果

海底地形によって進路が屈折する現象などが加わる。

海岸から沖合いに向かって等深線が張り出すような海底地形を呈する箇所では、津波の進路が屈折することにより集中する現象が生じる。これをレンズ効果という。

以上のような効果が重なり、時には、「屏風を立てたような」、または「海の壁」と表現されるような津波が来襲することがある。

津波の速度

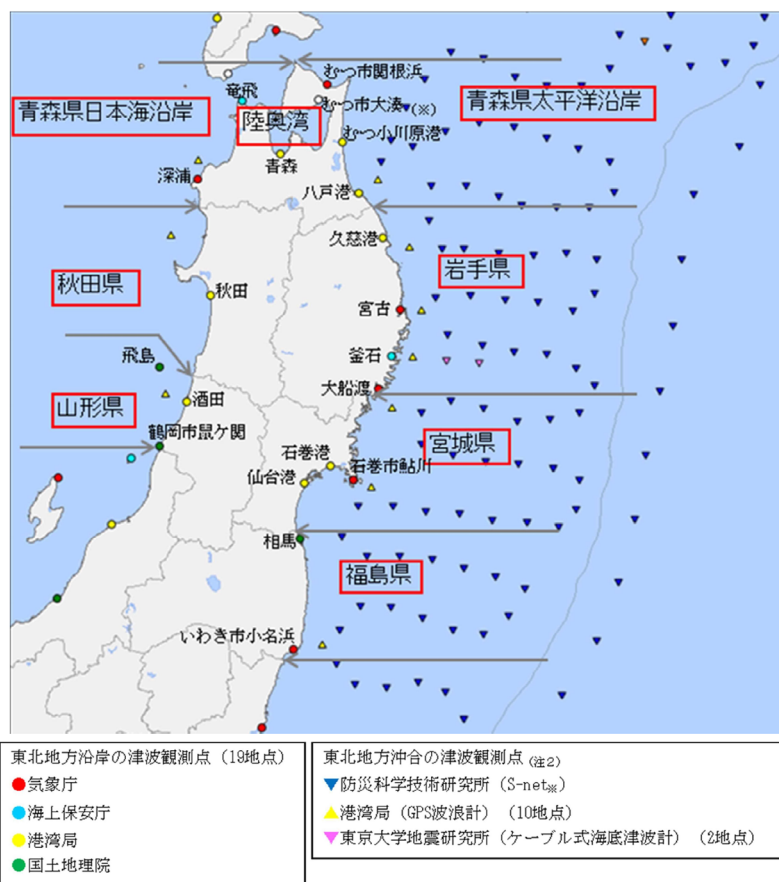
水 深	速 度	備 考
水深4,000mの外洋	秒速…約200m 時速…約700km	ジェット旅客機の巡航速度と同程度
水深 100mの沖合	秒速…約30m 時速…約110km	高速道路を走る車より少し速い程度
海岸部の浅瀬	秒速…約10m 時速…約36km	津波が目前に追ってくると逃げるのは困難

第2節 津波観測体制

第1 津波観測

昭和58年日本海中部地震や平成5年北海道南西沖地震による津波被害を契機に、気象庁では津波観測網の整備を進めた。また、平成23年東北地方太平洋沖地震での大きな津波被害を契機として、巨大津波観測計や沖合津波計を整備するなど観測機能を強化したほか、国土交通省港湾局、海上保安庁、国土地理院、自治体等の観測データをリアルタイムで収集し、現在では全国約230か所の観測データを津波情報や津波警報等の更新に活用している。

東北地方整備局では、平成18年度から東北地方周辺海域の沖合での波浪観測に加え、津波監視も可能なGPS波浪計の設置を始めており、平成22年度に秋田県沖に設置した。



上図は東北地方沿岸に発表する津波警報等の津波予報区と津波観測点を示しています。また、津波観測点で発表する津波情報の内容は次の通りです。

●●●●●：津波の到達予想時刻・満潮時刻・津波の観測値（津波の高さ）

○：津波の到達予想時刻・満潮時刻（注1）

▼▲▼：津波の観測値・沿岸で推定した津波の高さと到達時刻

（注1）むつ市大湊の観測点は検潮所が無く、津波の到達予想時刻・満潮時刻のみ発表する地点です。

（注2）地図上の観測点には東北地方以外の観測点も含まれています。

※S-net：日本海溝海底地震津波観測網

防災科学技術研究所が東北地方太平洋沖合を中心に構築した海底地震津波観測網。津波の観測値の発表等において、平成28年7月28日から当該海底津波計データの活用を開始した。沖合での津波の検知が最大20分程度早くなることから、津波警報等の更新及び沖合の津波観測に関する情報の迅速化や精度向上が図られます。

東北地方の津波情報に用いる地点と津波予報区（平成31年4月1日現在）

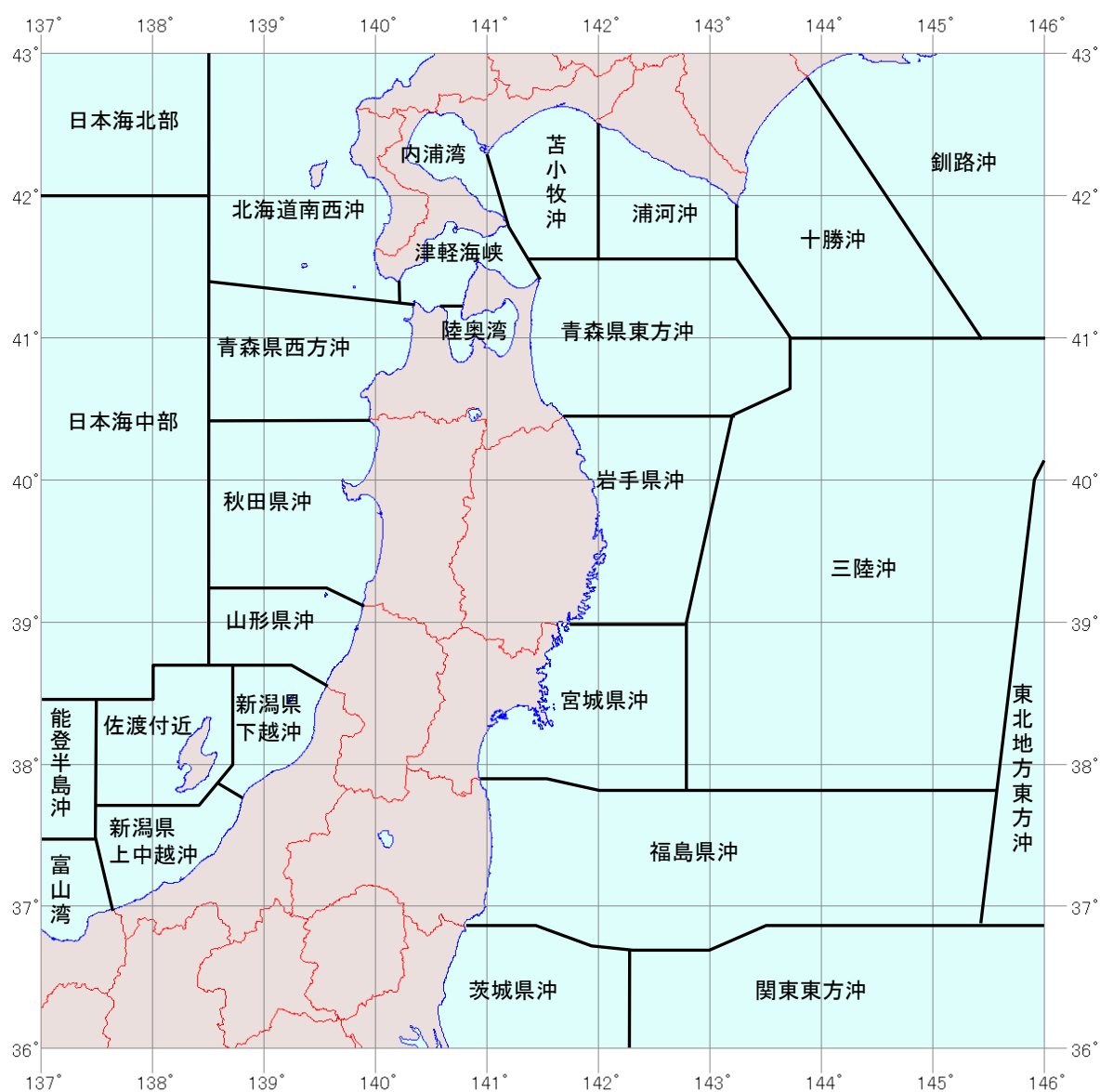
（資料：「秋田県地域防災計画 令和2年6月修正」）

津波予報区

(平成28年9月1日)

津波予報区名称		区 域
秋 田 県		秋田県の沿岸
青森県	日本海沿岸	青森県（大間崎北端以東の太平洋沿岸及び東津軽郡外ヶ浜町平館からむつ市脇野沢までの陸奥湾沿岸を除く。）
	太平洋沿岸	青森県（大間崎北端以東の太平洋沿岸に限る。）の沿岸
	陸 奥 湾	青森県の東津軽郡外ヶ浜町館からむつ市脇野沢までの陸奥湾沿岸
山 形 県		山形県の沿岸
岩 手 県		岩手県の沿岸
宮 城 県		宮城県の沿岸
福 島 県		福島県の沿岸

(資料：「秋田県地域防災計画 令和2年6月修正」)



各種情報に用いられる海域の震央地名（東北地方とその周辺）

(資料：「秋田県地域防災計画 令和2年6月修正」)

第3節 県独自津波浸水想定

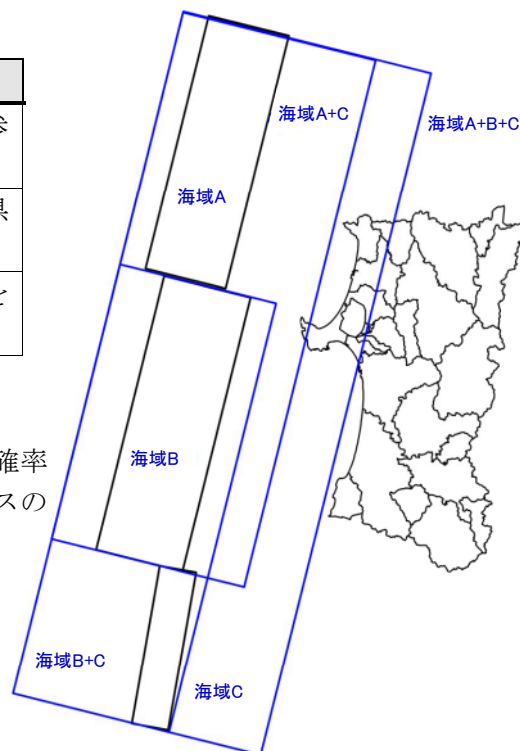
第1 海域地震の想定

平成24年度から実施した秋田県地震被害想定調査では、「想定外をつくらない」という考え方のもと、秋田県が独自に次の震源モデルを設定し、津波浸水想定を実施している。

1 単独地震

過去に発生した地震及び国の「地震調査研究推進本部」の長期評価の地震を参考に、単独地震を設定している。

区分	規模	モデル等
海域A	M7.9程度	日本海中部地震（M7.7）等を参考
海域B	M7.9程度	佐渡島北方沖、秋田県沖、山形県沖の地震を想定
海域C	M7.5程度	新潟県北部沖、山形県沖の地震を想定



2 連動地震

東日本大震災が連動地震であったことを踏まえ、発生確率は限りなくゼロに近いものの、理論上考え得る最大クラスの地震として、連動地震を設定している。

区 分	規 模
海域A+B連動	M8.5程度
海域B+C連動	M8.3程度
海域A+B+C連動	M8.7程度

想定地震の位置図

（資料：「秋田県地震被害想定調査 報告書 平成25年8月」に加筆修正）

海域地震の長期評価

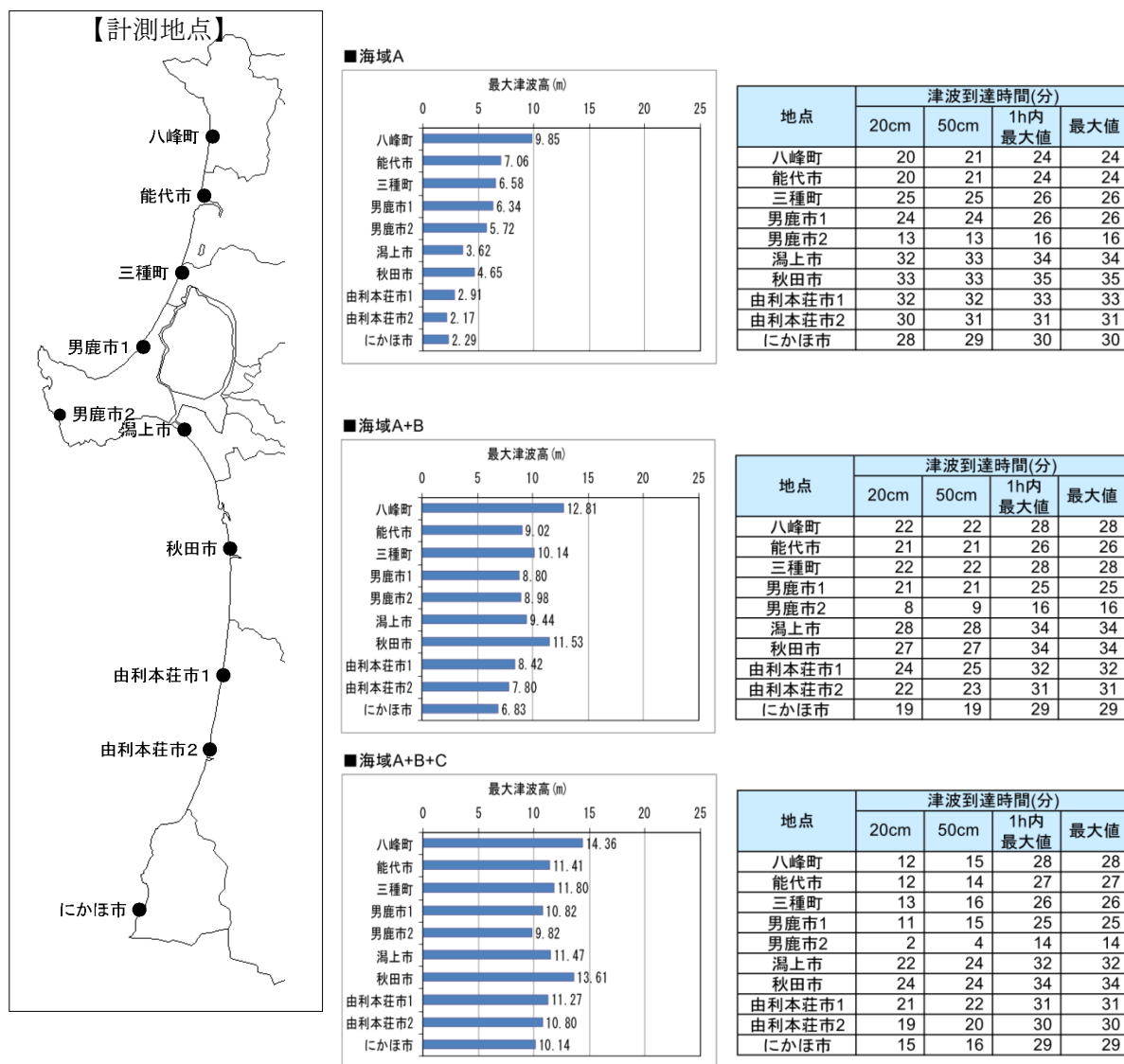
地震名	地震発生確率			想定地震との関係
	10年以内	30年以内	50年以内	
青森県西方沖の地震 （日本海中部地震）	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	海域Aの参考
秋田県沖の地震	1%程度以下	3%程度以下	5%程度以下	海域Bの参考
佐渡島北方沖の地震	1%～2%	3%～6%	5%～10%	
山形県沖の地震	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	海域Cの参考
新潟県北部沖の地震	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	

（資料：地震調査研究推進本部）

第2 津波シミュレーション結果

単独地震、連動地震のうち、それぞれのパターンで能代市に最も影響が大きいと考えられる3つの想定地震を例として、その結果を以下に示す。

1 沿岸市町における最大津波高と到達時間

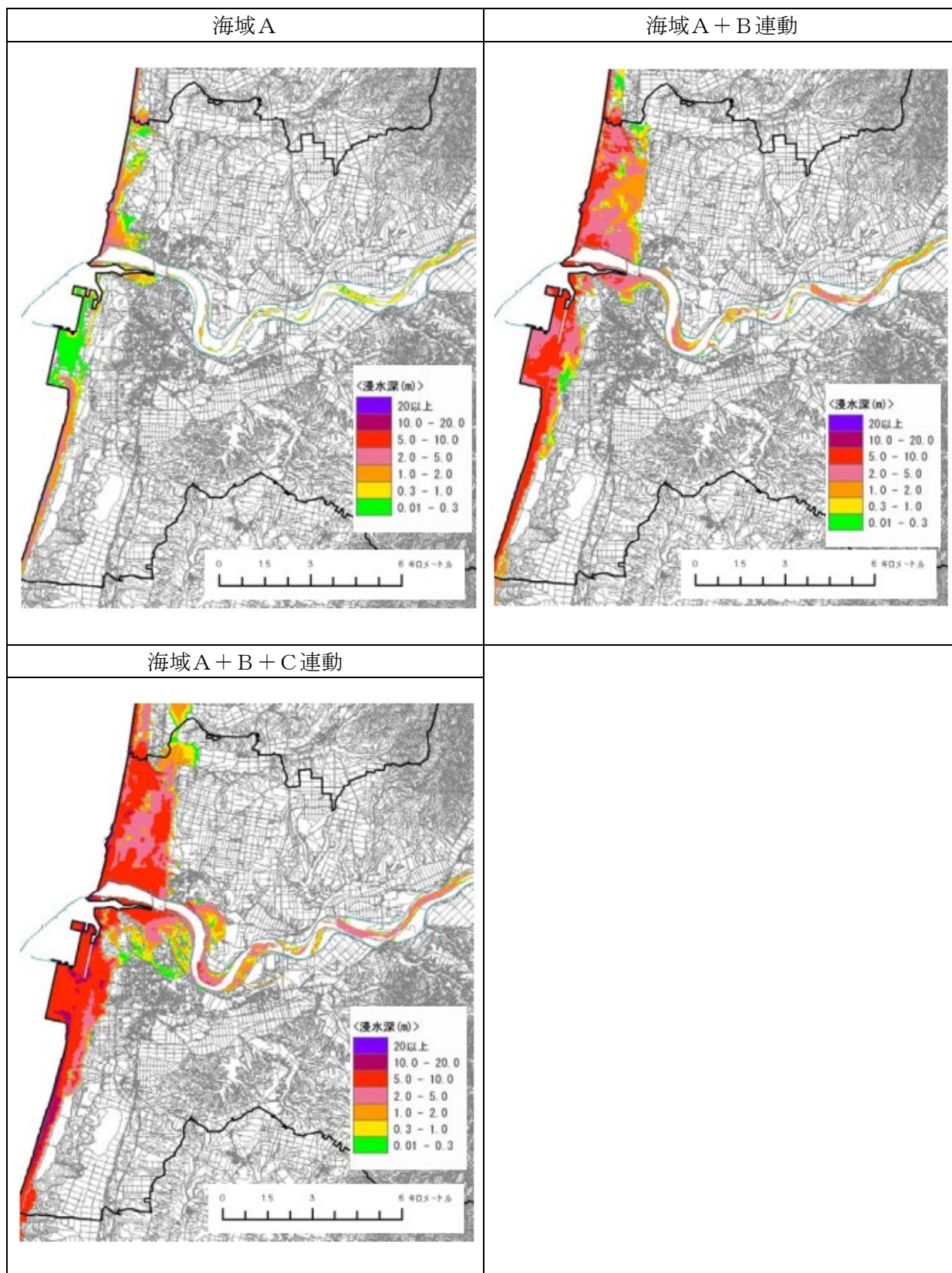


※ 津波到達時間（分）について

- ・20cm（50cm）：初期水面から20cm(50cm)を超えた最初の時間
- ・1h内最大値：計算開始60分以内で波高が最大値となる時間
- ・最大値：計算時間内（6時間）で波高が最大となる時間

（資料：「秋田県地震被害想定調査 報告書 平成25年8月」）

2 津波浸水分布図



最大浸水深分布図（施設有り、包絡値）能代市域

（資料：「秋田県地震被害想定調査 報告書 平成25年8月」）

3 被害想定結果（能代市）

海域A、海域A+B連動、海域A+B+C連動の想定地震による能代市の主な被害想定結果は、以下のとおりである。

項目		想定地震			海域A			海域A+B連動			海域A+B+C連動		
マグニチュード					7.9			8.5			8.7		
最大震度					6弱			6強			6強		
発生条件					夏10時	冬2時	冬18時	夏10時	冬2時	冬18時	夏10時	冬2時	冬18時
建物被害	全壊棟数（棟）				1,381	1,400		5,500	5,668		10,071	10,426	
	半壊棟数（棟）				1,876	1,850		9,410	10,084		11,951	12,850	
	焼失棟数（棟）				2	2	54	4	4	581	12	12	1,512
炎上出火件数					1	1	2	2	2	7	6	6	17
地震動による人的被害※	死者数（人）				0	2	2	52	122	100	123	295	246
	負傷者数（人）				123	197	150	827	1,401	1,069	1,290	2,120	1,658
	うち重傷者数				1	2	2	84	139	109	198	332	263
細街路被害		延長912,959m			20,822	20,892		69,076	74,125		106,002	114,928	
ライフライン被害	上水道	被害箇所				92			213			379	
		断水人口（人）				20,675			31,758			35,795	
	下水道	被害延長（m）				3,638			7,352			11,651	
		機能支障人口（人）				851			1,719			2,724	
	都市ガス	機能支障人口（人）				—			6,977			9,651	
	LPGガス	機能支障人口（人）				825			2,825			4,051	
	電力	停電世帯数（世帯）	10,117	10,442	10,442	19,020	19,508	19,508	19,843	20,289	20,289		
	通信	不通回線数（本）	237	240	292	539	570	1,147	949	1,022	2,522		
孤立集落数					0	0		0	8		0	16	
避難者数	1日後				6,484	7,111	7,143	14,100	17,145	17,484	18,410	22,082	22,660
	4日後				7,864	8,456	8,488	15,803	18,606	18,915	19,956	23,291	23,806
	1ヶ月後				1,923	2,662	2,697	8,469	12,315	12,752	13,300	18,084	18,873
震災廃棄物（トン）					215,632	216,152	217,774	1,046,327	1,086,867	1,104,982	1,683,988	1,746,574	1,793,628
食料需要量	食料需要量（食分）				28,310	30,443	30,555	56,889	66,982	68,093	71,842	83,847	85,701
	粉ミルク需要量（g）				15,226	16,373	16,434	30,597	36,025	36,623	38,639	45,096	46,093
飲料水需要量（トン）					62			95			107		
応急仮設住宅数					1,828	1,966	1,973	3,674	4,325	4,397	4,639	5,414	5,534
必要仮設トイレ数					150	157	158	285	324	328	359	407	415

※建物倒壊、急傾斜地崩壊、火災延焼による人的被害を対象としている。津波による人的被害は次ページに記載する。

（資料：平成25年8月 秋田県地震被害想定調査 報告書より抜粋）

海域A、海域A+B連動、海域A+B+C連動の想定地震の津波による人的被害は以下のとおりである。

この人的被害は、地震（建物倒壊、急傾斜地崩壊及び火災延焼）による人的被害との重複を除去した津波によるものである。

想定地震		海域A		海域A+B連動		海域A+B+C連動	
津波発生時の時刻等		夏14時	冬2時	夏14時	冬2時	夏14時	冬2時
発災後、すぐに避難した場合	死者数（人）	0	1	10	198	1,388	2,212
	負傷者数（人）	0	2	5	179	288	363
	うち重傷者数	0	1	2	61	98	123
早期避難者比率が高い場合 （＋呼びかけ）	死者数（人）	1	11	76	484	1,707	2,862
	負傷者数（人）	1	32	73	484	325	554
	うち重傷者数	0	11	25	165	111	188
早期避難者比率が低い場合	死者数（人）	13	30	658	1,072	3,334	4,456
	負傷者数（人）	360	410	1,747	2,252	2,482	2,760
	うち重傷者数	122	139	594	766	844	938

（資料：平成25年8月 秋田県地震被害想定調査 報告書より抜粋）

○海域A、海域A+B連動、海域A+B+C連動地震の津波による道路浸水予測

浸水深	道路浸水延長（m）（道路延長 87,677m）		
	海域A	海域A+B連動	海域A+B+C連動
0.01m以上 0.3m未満	2,764	2,139	1,572
0.3m以上 1m未満	1,019	2,637	1,604
1m以上 2m未満	380	2,716	1,960
2m以上 5m未満	103	3,882	6,433
5m以上 10m未満	0	2,459	6,360
10m以上 20m未満	0	0	515
合計	4,266	13,772	18,444

（資料：平成25年8月 秋田県地震被害想定調査 報告書より抜粋）

○海域A、海域A+B連動、海域A+B+C連動地震の津波による鉄道浸水予測

浸水深	鉄道浸水延長（m）（鉄道延長 38,554m）		
	海域A	海域A+B連動	海域A+B+C連動
0.01m以上 0.3m未満	263	738	1,117
0.3m以上 1m未満	108	261	888
1m以上 2m未満	283	367	2,116
2m以上 5m未満	0	127	725
5m以上 10m未満	0	0	100
10m以上 20m未満	0	0	0
合計	654	1,493	4,946

（資料：平成25年8月 秋田県地震被害想定調査 報告書より抜粋）

○主な施設の海域A、海域A+B連動、海域A+B+C連動の想定地震の津波による浸水可能性

施 設	浸 水 深 等					
	海域A		海域A+B連動		海域A+B+C連動	
上水道ポンプ場	—	—	0.3m以上 1.0m未満	1施設	1m以上 2m未満	1施設
			1m以上 2m未満	1施設	2m以上 5m未満	1施設
下水処理施設	—	—	—	—	0.01m以上 0.3m未満	1施設
都市ガス施設	—	—	2m以上 5m未満	1施設	5m以上 10m未満	1施設
能代火力発電所	0.01m以上 0.3m未満		2m以上 5m未満		10m以上 20m未満	
変電所	—	—	—	—	0.01m以上 0.3m未満	1施設
電話交換施設	—	—	0.01m以上 0.3m未満	1施設	1m以上 2m未満	1施設
災害拠点施設 (市庁舎、警察署、 消防署等)	0.01m以上 0.3m未満	1施設	0.3m以上 1.0m未満	1施設	0.3m以上 1.0m未満	3施設
			2m以上 5m未満	1施設	1m以上 2m未満	1施設
					2m以上 5m未満	1施設
					5m以上 10m未満	1施設
危険物取扱施設	0.01m以上 0.3m未満	3施設	5m以上 10m未満	4施設	0.01m以上 0.3m未満	1施設
	1m以上 2m未満	1施設			1m以上 2m未満	1施設
					5m以上 10m未満	4施設

(資料：平成25年8月 秋田県地震被害想定調査 報告書より抜粋)

第4節 法に基づく津波浸水想定

第1 経緯

県では、東日本大震災を踏まえ、平成23年度から学識者等で組織する委員会を立ち上げ、独自に津波断層モデルを検討・設定し、平成25年8月に秋田県独自想定を公表した。

平成26年8月に国の「日本海における大規模地震に関する調査検討会」から、日本海で最大クラスの津波を発生させる60断層が公表されたため、本県に与える影響が大きい4断層と県独自断層（海域A・B・C連動等）を併せて検討し、津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定として平成28年3月に設定・公表した。

今後は、この津波浸水想定を本県における「最大クラスの津波（L2津波）」と位置づけ、総合的な津波対策を講じる基礎資料とする。

第2 津波対策の考え方

津波災害対策は、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波（L2津波）と、比較的発生頻度が高く津波高は低いものの、大きな被害をもたらす津波（L1津波）の、二つのレベルの津波を想定し、ハード・ソフトの施策を組み合わせる必要がある。

最大クラスの津波に対しては、「減災」を基本とし、住民等の生命を守ることを最優先に、住民等の避難を軸としたソフト対策の強化を図るものとする。ただし、最大クラスの津波への対策の実施が困難な場合は、地域の実情に応じ、可能な対策の着実な実施に努めるものとする。

比較的発生頻度の高い津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護等の観点から、海岸保全施設の整備等、ハード対策を進めるものとする。

津波対策を講じるために想定すべき津波レベルと対策の基本的な考え方

今後の津波対策を構築するにあたっては、基本的に二つのレベルの津波を想定する必要がある。

最大クラスの津波（L2津波）

- 津波レベル
発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波
- 基本的な考え方
 - 住民等の生命を守ることを最優先とし、住民の避難を軸にソフト・ハードのとりうる手段を尽くした総合的な対策を確立していく。
 - 被害の最小化を主眼とする「減災」の考え方に基づき、対策を講じることが重要である。そのため、海岸保全施設等のハード対策によって、津波による被害をできるだけ軽減するとともに、それを超える津波に対しては、ハザードマップの整備や避難路の確保など、避難することを中心とするソフト対策を実施していく。

→ 総合的な津波対策を講じるための基礎資料として「津波浸水想定」を設定

比較的発生頻度の高い津波（L1津波）

- 津波レベル
最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波（数十年から百数十年の頻度）
- 基本的な考え方
 - 人命・住民財産の保護、地域経済の確保の観点から、海岸保全施設等を整備していく。
 - 海岸保全施設等については、比較的発生頻度の高い津波に対して整備を進めるとともに、設計対象の津波高を超えた場合でも、施設の効果が粘り強く発揮できるような構造物への改良も検討していく。

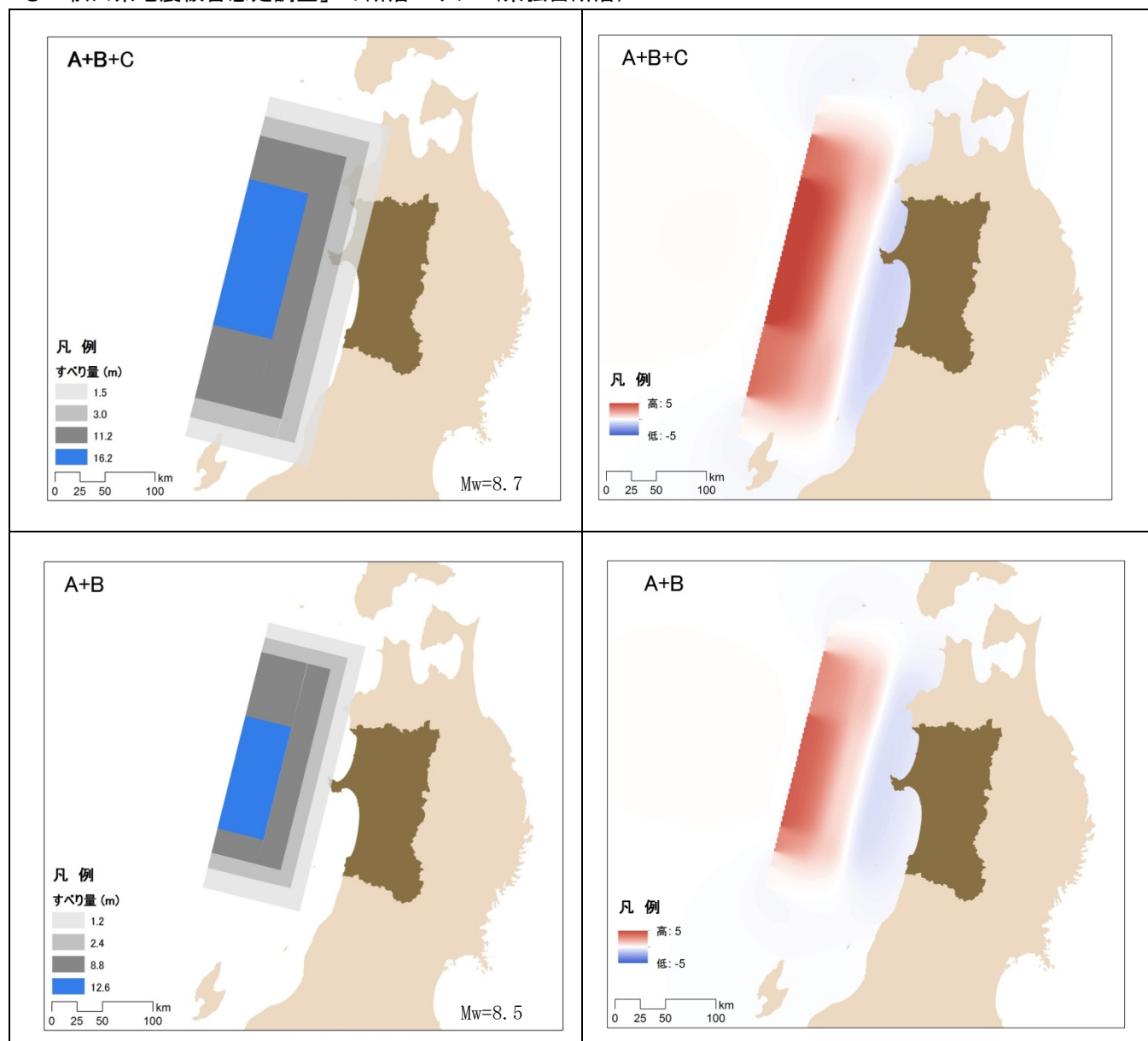
→ 堤防整備等の目安となる「設計津波の水位」を設定

第3 想定津波（最大クラス）の選定断層

県では、秋田県沿岸に最大クラスの津波をもたらすと想定される断層モデルとして、「秋田県地震被害想定調査」の断層モデル及び「日本海における大規模地震に関する調査検討会」が公表した断層モデルから、能代地域海岸において最大の津波高となる断層モデル・ケースとして秋田県地震被害想定調査のA+B+C連動地震及びA+B連動地震を選定し、シミュレーションを実施した。

津波浸水想定図は、これらの地震によるシミュレーション結果を重ね合わせ、最大となる浸水域・浸水深を抽出したものである。

○「秋田県地震被害想定調査」の断層モデル（県独自断層）



第4 津波シミュレーション結果

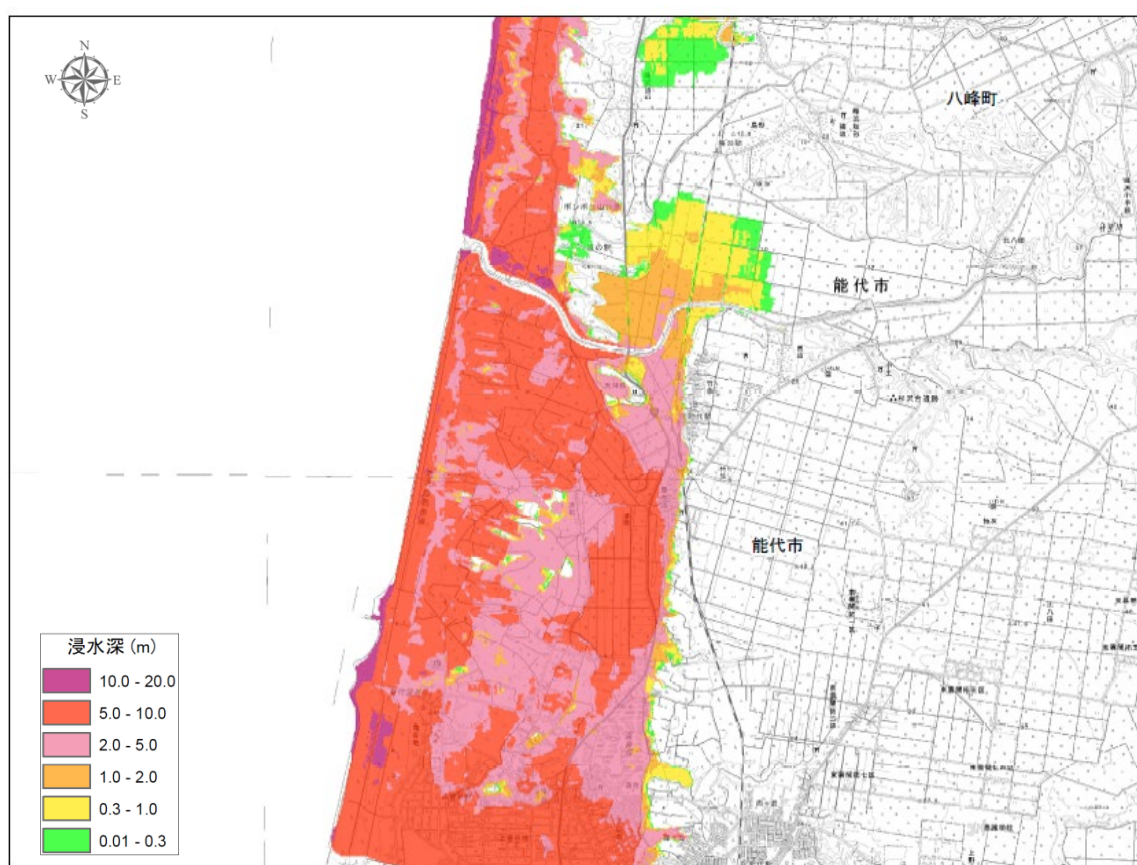
1 最大津波高、最大波到達時間及び影響開始時間

代表 地点名	最大津波高 (T. P. m)	最大波到達時間 (分)	影響開始時間 (分)
落合	11.6	28	10

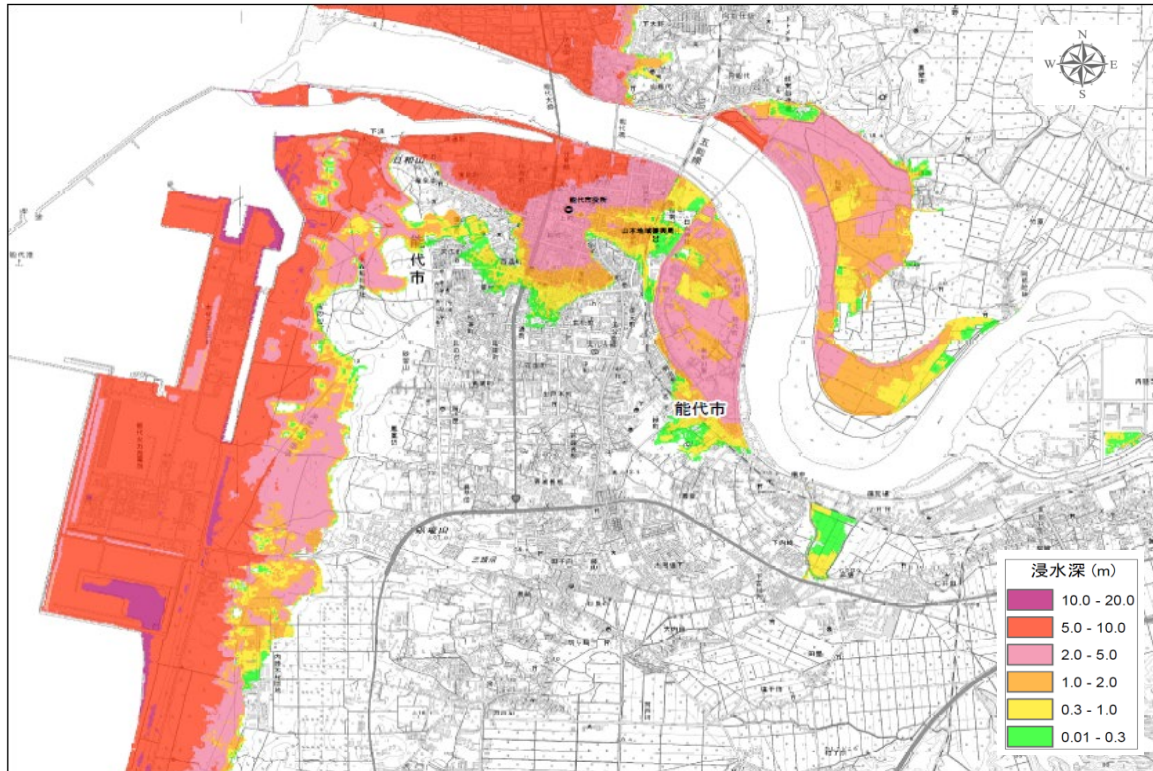
注1：地点は、日本海中部地震において主な被害のあった場所や背後地等の地理的要因を踏まえて、「秋田県地震被害想定調査」時に定めた代表地点である。

注2：影響開始時間は、+20cmの変動が生じる時間を示している。

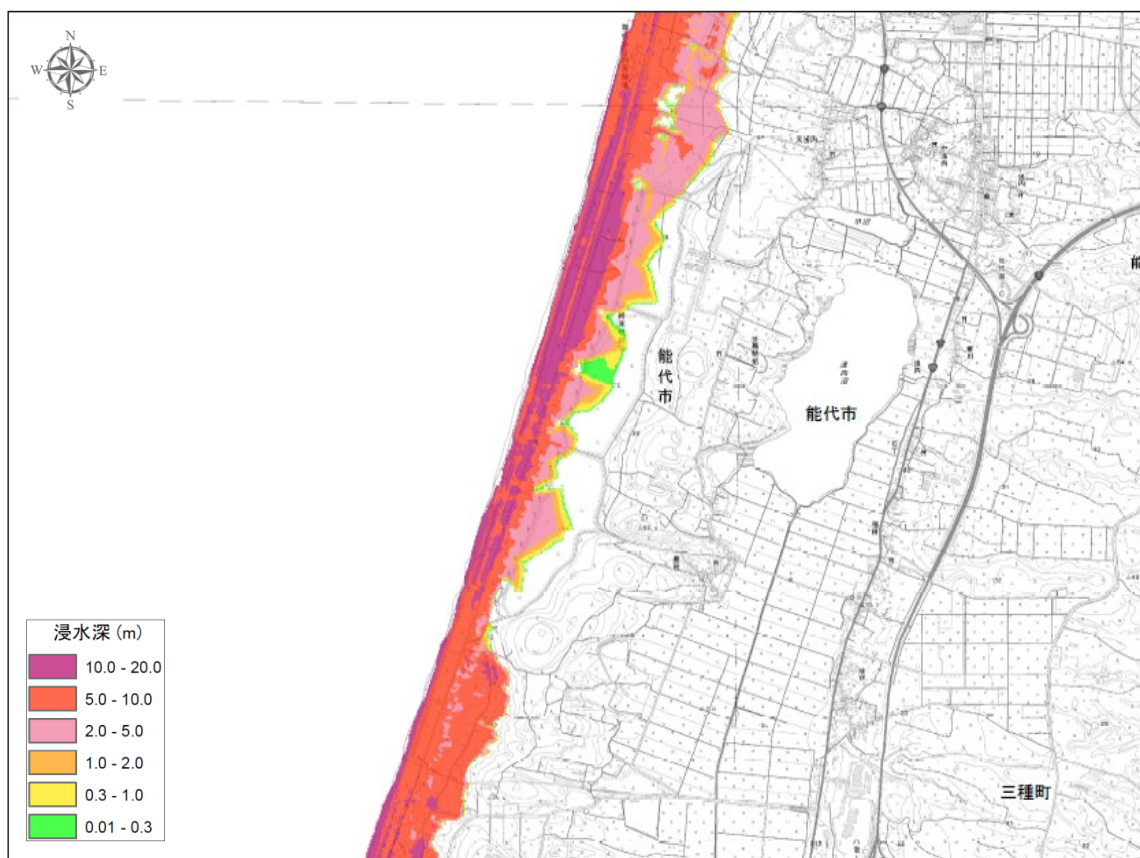
2 津波浸水想定図



【最大津波浸水深分布図（能代市北部）】



【最大津波浸水深分布図（能代市中央部）】



【最大津波浸水深分布図（能代市南部）】

第5節 津波防災の基本方針

第1 津波防災対策の基本方針

津波防災対策は、“発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波”と、“比較的発生頻度が高く津波高は低いものの、大きな被害をもたらす津波”の、二つのレベルの津波を想定し、ハード・ソフトの施策を組み合わせた「多重防御」による地域づくりを推進する。

最大クラスの津波に対しては、「減災」を基本とし、市民等の生命を守ることを最優先に、市民等の避難を軸としたソフト対策の強化を図るものとする。

比較的発生頻度の高い津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護等の観点から、海岸保全施設の整備等、ハード対策を進めるものとする。

市は、国土交通大臣が定めた基本指針に基づき、かつ津波浸水想定を踏まえ、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（推進計画）の作成を検討していく。

第2 本編に記載のない事項の取扱い

本編に記載のない事項については、「第2編 一般災害対策編」及び「第3編 地震災害対策編」に準ずる。

第2章 災害予防計画

第1節 防災知識の普及啓発

【実施機関：各部局、防災関係機関】

第1 基本方針

津波災害から身を守るためには、自らの命は自らが守るという観点に立って、「海岸付近で強い地震を感じた時、又はゆっくりとした揺れを比較的長く感じた時は、急いで高所に避難」という基本的な事項を周知徹底し、津波発生時に円滑な避難を実現する必要がある。

そのため、市は、様々な機会に、多様な手段により、地域の実情に応じて津波防災に関する啓発及び教育を実施する。

第2 津波に関する知識の普及・啓発

市は、津波に関する知識を市民に定着させ、津波発生時に的確な避難行動をとることができるように、津波ハザードマップ等を活用し、広報紙、パンフレット、インターネット等の広報媒体や、研修会や地域コミュニティ活動などの多種多様な手段・機会を活用して、津波防災意識の向上を図る。

市民は、日頃から津波防災訓練への参加や、津波ハザードマップ等により、避難場所や避難経路を確認すると共に、自治会・町内会や自主防災組織等の自主的な避難体制の構築や、避難行動要支援者の避難体制の構築に協力する。

なお、本項に記載のない事項については、第2編 一般災害対策編 第2章 第1節「第4 市民に対する防災知識の普及」（P38）に準ずる。

津波防災に関する主な普及啓発内容

避難行動に関する知識	1 沿岸で強い揺れを感じた時、またはゆっくりとした揺れを比較的長く感じた時は、気象台からの情報を待たず、直ちに海岸から離れた高所に避難する。 2 気象台から大津波警報、津波警報が発表された時、海岸付近または海の中にいる市民や観光客等は、直ちに海岸から離れた安全な高所に避難する。 津波注意報が発表された時は、海岸付近又は海の中にいる観光客はただちに海から上がって海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。 海岸から離れた場所でも、津波が河川を遡上してくるおそれがあるため、避難の際は、河川に近づかないよう留意する。 船舶は直ちに港外へ退避する。港外に退避できない小型船は高所に引き上げて固縛するなど最善の措置をとる。 3 津波到達予想時刻及び予想される津波の高さなどの情報を、防災行政無線、ラジオ、テレビ、無線及びインターネットなどによ
------------	--

	り収集する。 4 津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報等が解除されるまで海岸に近づかない。 5 「巨大」という定性的表現で大津波警報が発表された場合は最悪の事態を想定して最大限の避難等防災対応をとる必要がある。
津波に関する想定・予測の不確実性	1 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性がある。 2 地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界がある。 3 津波浸水想定の対象地域外でも浸水する可能性がある。 4 避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得る。
家庭での予防・安全対策	1 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常特出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備を行う。 2 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策を行う。
津波の特性や津波に関する知識	1 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること 2 第二波・第三波等の後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること 3 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せることもあること（いわゆる津波地震や遠地地震の発生）
その他	1 津波警報等発表時や避難指示の発令時にとるべき行動、避難場所での行動 2 赤と白の格子模様の旗（津波フラッグ）による情報伝達とその意味、また、とるべき行動 3 家庭内における津波発生時の連絡方法や避難ルールの取決め 4 津波警報等の意味や内容、地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること 5 沖合の津波観測に関する情報の意味として、この情報が発表されてから避難するのではなく避難行動開始のきっかけは強い揺れや津波警報等であること

第3 防災教育の推進

市は、県と連携して、学校教育はもとより、様々な場で教育の専門家や関係機関、民間団体等の協力を得るなどして、地域の特徴や過去の津波の教訓等について、継続的な防災教育に努める。

なお、過去の津波被害の教訓については、調査結果や各種資料を収集・整理し、防災教育等に活用するなど、長期的視点に立って広く市民に伝承されていくよう努める。

本項に記載のない事項については、以下に準ずるものとする。

○「市及び防災関係機関の職員に対する防災教育」については、第2編 一般災害対策編 第2章 第1節 第2（P37）に準ずる。

○「学校等における防災教育」については、第2編 一般災害対策編 第2章 第1節 第5（P40）に準ずる。

第4 津波防災訓練の実施

市は、市民及び防災関係機関等と連携し、津波災害を想定した情報収集伝達、避難等の総合訓練を定期的に実施する。津波災害を想定した訓練の実施に当たっては、最も早い津波の到達予想時間や最大クラスの津波の高さを踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努める。

また、この訓練から得られた課題を整理・検討のうえ、防災関係職員への防災教育に反映させる。

第5 学術機関との連携

……………第2編 一般災害対策編 第2章 第1節 第3（P38）に準ずる。

第6 防災上重要な施設の管理者等の教育

……………第2編 一般災害対策編 第2章 第1節 第6（P41）に準ずる。

第7 企業における防災教育・役割

……………第2編 一般災害対策編 第2章 第1節 第7（P42）に準ずる。

第8 地域コミュニティにおける防災教育の普及推進

……………第2編 一般災害対策編 第2章 第1節 第8（P42）に準ずる。

第9 防災に関する意識調査

……………第2編 一般災害対策編 第2章 第1節 第9（P42）に準ずる。

第2節 災害情報の収集・伝達体制の整備

【実施機関：各部局、防災関係機関】

第1 基本方針

津波からの迅速かつ確実な避難を実施するためには、津波情報の迅速な収集・伝達が必要不可欠である。

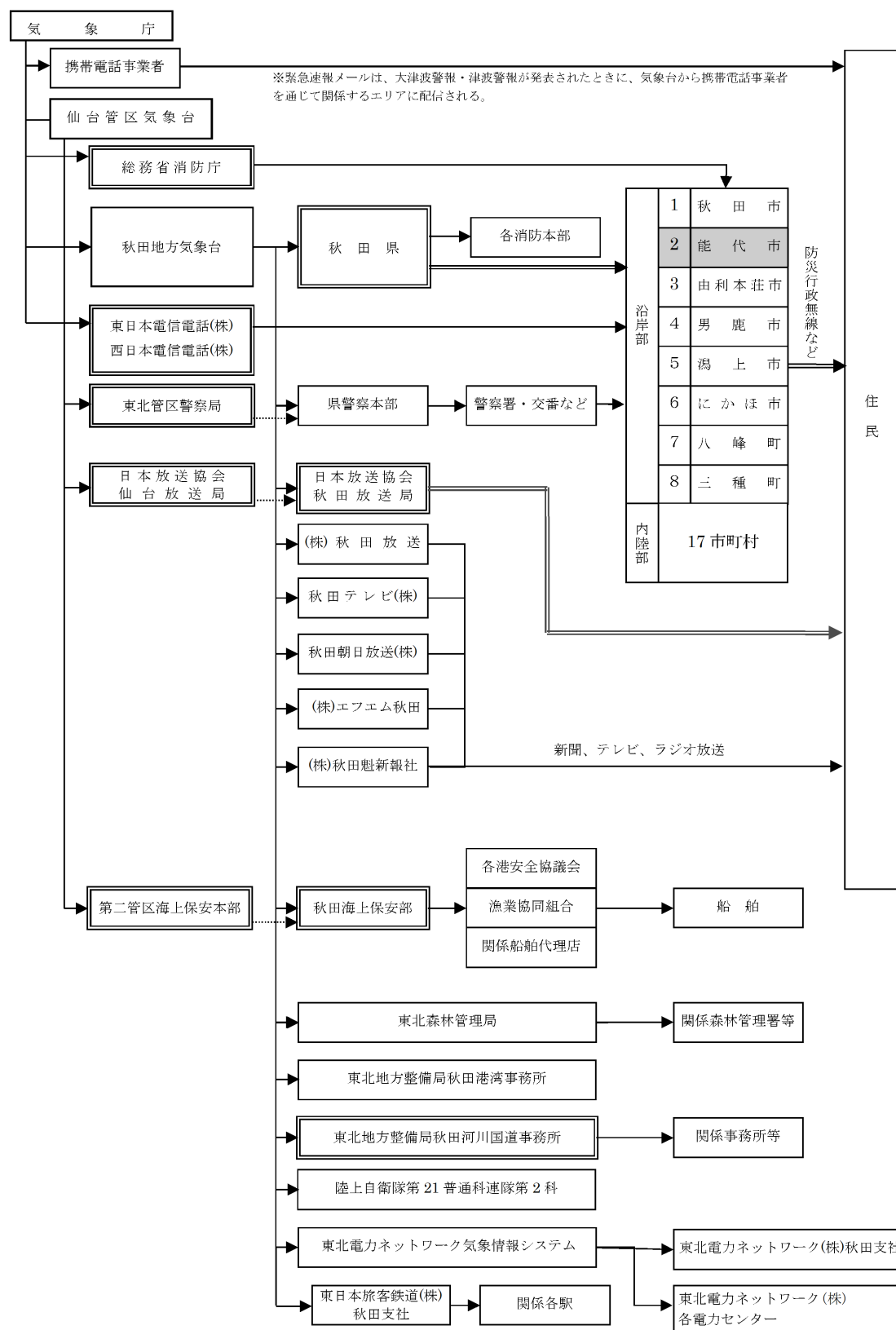
そのため、市は、地震発生時の海面監視体制の整備に努めるとともに、津波情報等の収集・伝達体制の強化を行う。

第2 海面監視体制の整備

- 1 市は、津波の来襲にそなえ、海面を監視する体制をあらかじめ確立しておく。
- 2 海面監視については、高所からの監視や退避ルートを選定、海面監視に関するルールの設定等、監視者の安全確保に関する準備を十分に行う。

第3 情報収集及び伝達

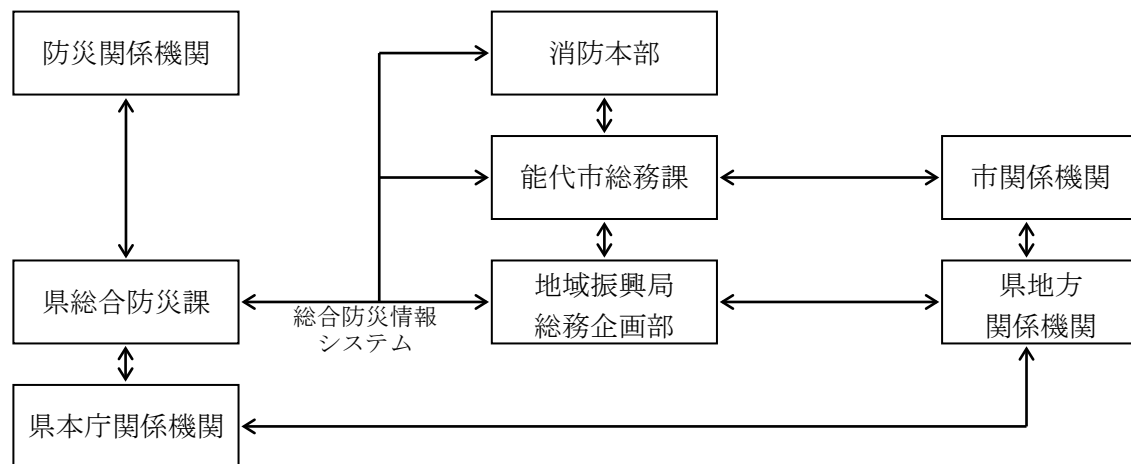
- 1 秋田県総合防災情報システムで県から津波情報を得たときは、迅速に防災関係機関に伝達するよう伝達体制の整備に努める。
- 2 市は、津波情報を得たときは、その内容を迅速、確実に市民に伝達するための計画を、具体的に作成しておく。
- 3 市は、市民に対する伝達手段としての防災行政無線、サイレン等の機能の維持に努める。
また、要配慮者に配慮した伝達方法の整備に努める。
- 4 市は、多数の人出が予想される海浜の行楽地、釣り場、港湾、漁港及び沿岸部の工事区域等に対する津波情報、避難指示等の伝達について、あらかじめ地域住民、団体施設管理者、事業者等との協力体制を確立しておく。
- 5 その他、記載のない事項については、第2編 一般災害対策編 第2章 第4節「第3 情報収集伝達体制の整備」（P50）に準ずる。



(注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先機関。

(注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知若しくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

(資料：「秋田県地域防災計画 令和4年3月修正」に加筆修正)
地震・津波情報の収集・伝達図



第4 情報の共有化

……………第2編 一般災害対策編 第2章 第4節 第4 (P51) に準ずる。

第5 非常用電源の確保

……………第2編 一般災害対策編 第2章 第4節 第5 (P52) に準ずる。

第6 非常通信ルートの活用

……………第2編 一般災害対策編 第2章 第4節 第6 (P52) に準ずる。

第7 収集した情報の分析整理等

……………第2編 一般災害対策編 第2章 第4節 第7 (P52) に準ずる。

第3節 避難体制の整備

【実施機関：総務部、消防本部】

第1 基本方針

津波による人的被害を軽減する方策は、避難行動が基本となる。

市は、津波からの迅速かつ確実な避難を実現するために、緊急避難場所、避難路等の確保等、避難体制の整備を推進し、津波ハザードマップ等を活用して市民への周知徹底を図る。

第2 緊急避難場所の指定・整備

市は、津波発生時の緊急避難場所として、能代厚生医療センター及びしらかみ看護学院を津波避難ビル、指定障害福祉サービス事業所「ねむの木苑」の屋外スペースを津波避難場所として指定している。今後、法に基づく津波浸水想定等をもとに、これらの施設及び場所のほか、高台や、公共機関または民間が保有する堅固な中・高層建物等を津波発生時の緊急避難場所として指定するよう検討を進める。

さらに、これら緊急避難場所や避難方向等の周知を図るため、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用するなど、分かりやすい誘導標識や案内板等を設置する。

津波避難場所・津波避難ビルについては、「資料編16-3 津波避難場所・津波避難ビル一覧表」に示す。

第3 避難路等の整備

- 1 市は、津波に対する避難路の指定を行う。
- 2 市は、市民が徒歩等で確実に避難できるよう、避難路の整備等を行い、日頃から定期的な点検により安全性を確保する。
- 3 避難路の選定に当たっては、避難活動が円滑かつ安全に行われるよう、耐震性、道路の幅員、浸水、崖崩れ等の危険がないことなどを考慮する。

第4 避難方法・避難誘導

地震、津波の発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波発生時の避難の方法については徒歩によることを原則とする。ただし、津波到達時間や指定避難所までの距離、避難行動要支援者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合もあることから、市は警察と連携を図りながら、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討する。

避難行動要支援者の避難誘導については、家族、介護者、福祉関係機関及び防災関係機関の緊密な連携・連絡及び協力体制を整備する。

市は、消防職・団員、警察官、市職員など防災対応や避難誘導に当たる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導についての行動ルールを定めるよう努める。

第5 住民の避難行動の認識の徹底

自然災害に対しては、各人が自らの判断で避難行動をとることが原則である。

市は、市民に対し、避難行動に関する基本的な対応等の周知・徹底を図る。

市民は、平常時から自分自身で、津波からの避難先や避難路等について、十分に確認を行うものとする。

第6 津波ハザードマップの作成・活用

市は、法に基づく津波浸水想定等を活用し、津波浸水域、津波浸水深、指定緊急避難場所、指定避難所、避難方向等を示した津波ハザードマップを作成し、公表している。

津波ハザードマップについては、市民への周知を行うとともに、防災訓練や避難訓練への活用など、活用範囲の拡大を図り、市民に対し、津波災害に関する十分な知識の普及を行う。

第7 津波避難計画

市は、市民等が円滑に避難できるように避難対象地域、緊急避難場所、避難路、避難指示のための情報収集・伝達方法等を定めた「能代市津波避難計画」を策定している。

津波避難計画では、津波発生時には素早い避難開始と、迅速な避難行動が重要であるとし、市は初動体制の確立や津波避難場所、津波避難ビル及び避難路等の指定を行うとともに、市民、自治会・町内会、自主防災組織等が避難訓練の実施や地区防災計画及び地域ごとの津波避難計画の策定等の対策を進めることとしている。

なお、津波避難計画の策定に当たっては、秋田県津波避難計画策定指針に基づき、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮したものとし、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努めている。

また、要配慮者利用施設等の所有者又は管理者は、要配慮者の迅速かつ円滑な避難の実現のため、避難確保計画を作成し、計画に基づく避難訓練を実施するものとし、市はこの取組を支援する。さらに、避難行動要支援者の確実な避難のため、個別避難計画の作成を推進する。

第8 その他の避難行動

第1～7以外の事項については、第3編 地震災害対策編 第2章 第6節「第2 避難行動」(P407)に準ずる。

第9 避難生活等

……………第3編 地震災害対策編 第2章 第6節 第4 (P412)に準ずる。

第10 関係機関の実施範囲

……………第2編 一般災害対策編 第2章 第5節 第5 (P61)に準ずる。

第11 応急仮設住宅・公営住宅供給計画

……………第2編 一般災害対策編 第2章 第5節 第6 (P62)に準ずる。

第4節 津波防御施設等の整備

【実施機関：総務部、環境産業部、都市整備部、消防本部、防災関係機関】

第1 基本方針

津波による被害を防ぐ、または軽減するためには、津波に強いまちづくりを推進する必要がある。

そのため、県は、海岸保全計画に基づいた港湾、漁港及び海岸施設等の整備を行う。市は、「津波防災地域づくりに関する法律」（平成23年法第123号）に基づいた総合的な対策を推進する。

第2 海抜表示シートの設置

市は、国及び県と連携し、津波被害軽減の対策のひとつとして、標識柱等の道路施設に海抜表示シートを設置することにより、道路利用者や地域住民の津波に対する防災意識の向上を図る。

第3 海岸保全

1 現況

本市の海岸の総延長は15.8kmで砂浜海岸となっている。砂浜海岸では冬期風浪等により年々浸食が進行しているため、昭和31年海岸法制定により本格的に対策工事に着工し、逐次海岸保全施設整備を促進中である。

2 対策

県では、海岸保全施設を整備し、津波などから海岸及び背後地を防護するとともに、巡視員によるパトロール等を実施し、施設の保全に努めている。

第4 港湾施設

1 現況

能代港は、昭和49年8月開港し、昭和56年5月にエネルギー政策の一環として、能代火力発電所の立地が決定され、重要港湾に指定された。その後、港湾整備は順調に進められ、県北部の物流、産業を支える基盤として重要な役割を担ってきた。また、平成18年12月には、総合静脈物流拠点港（リサイクルポート）に指定され、リサイクル関連貨物を取り扱う静脈物流の拠点港としての役割も担っている。

こうしたなかで、港湾区域は、市街地に近接した親水空間であり、地域住民等が港に親しむための空間の形成や、海洋レクリエーション等の役割も求められており、緑地も含めた港湾環境の早期整備が進められている。

2 対策

（1）設計津波の設定等

港湾におけるハード・ソフトを組み合わせた津波対策により人命・財産の被害を早期に防止・最小化する。

なお、能代地域海岸における設計津波の水位等は、以下のとおりである。

現「秋田県沿岸海岸保全基本計画」の堤防高	5.5～6.8m
設計津波の水位	4.1m

(2) 避難対策施設、機器の整備

- ア 津波発生時の情報伝達のため、港湾工事や荷役業務等を行う各事業所に独自に無線通信機器を整備するよう指導する。
- イ 防災行政無線については、常に整備、点検を実施し機能の維持に努める。
- ウ 津波来襲時に備え、一時避難を考慮した盛土による築山等を港湾緑地内に設置する。

(3) 屋外蔵置貨物等の流出防止対策

屋外蔵置貨物等については、屋内への移動や貨物の固定等、津波発生時の流出防止対策を促進する。

第5 漁港及び船舶係留施設**1 現況**

市内には指定された漁港はないが、秋田県漁業協同組合北部総括支所能代支所、能代市浅内漁業協同組合が存在しており能代港湾内に漁船船舶係留施設が設置されている。

2 対策

津波災害時における船舶の被害を防止するため、十分注意を図るよう指導する。

第6 防災拠点施設の津波防災対策

市役所本庁舎は、免震構造の新庁舎と耐震構造の第一庁舎で構成されており、浸水対策として、非常用発電設備や電算室、市災害対策本部等の重要諸室は3階以上に配置している。

防災関係機関は、津波発生時においても防災拠点機能を維持・継続するために、通信設備や非常用発電機の上層階への設置、代替施設への機能移転の訓練等、津波による浸水を想定した対策を講じる。

第7 津波防災地域づくりの推進

市は、「津波防災地域づくりに関する法律」に基づいた津波被害想定に基に、ハード・ソフトの施策を組み合わせた「多重防御」による津波防災地域づくりを推進する。

第8 適正な土地利用の推進

地震・津波等に対する危機感から、安全性の高い土地需要の増加により、特定地域の地価が高騰しないよう注視する必要がある。

市は県と連携して、適正かつ合理的な土地利用を推進し、計画の必要な見直しを行っていくこととする。

第9 津波防災推進計画の策定

市は、「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく推進計画を策定する際には、都市計画法で定められている「市町村の都市計画に関する基本的な方針」と調和が保たれたものとし、必要に応じて当該方針の見直しを行う。

第3章 災害応急対策計画

第1節 災害応急活動体制

【実施機関：各部局、消防本部、防災関係機関】

第1 基本方針

大規模地震や大津波が発生した場合、人命損傷にとどまらず、家屋の倒壊や流出、火災や崖崩れの発生、道路・橋梁の損壊、生活関連施設の機能障害等、市内の広い範囲にわたり大きな被害が発生することが予想される。

このような被害の拡大を防止し、被災者の救援救護に全力をあげて対処するため、市は、迅速かつ的確な活動体制の確立を行い、災害応急対策に万全を期する。

第2 応急活動体制の基本

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第1節 第2（P162）に準ずる。

第3 防災活動体制

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第1節 第3（P163）に準ずる。

第4 能代市災害対策本部等

1 設置及び廃止基準

（1）設置、廃止の通知・公表

ア 市は、市災害対策本部等を設置または廃止した場合、市役所庁内及び地域センター、関係指定地方行政機関の長、知事、関係指定公共機関の長、所轄警察署長、消防機関の長、隣接町長、一般市民に対して電話、その他の適宜の方法で周知する。

イ 市災害対策本部を設置したときは、本部標識を庁舎玄関等に設置する。

（2）設置基準

市長は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合で次の基準に該当し、必要があると認めるときは、市災害対策本部等の設置を指示する。

設置基準は次のとおりとする。

名 称	設置場所	設 置 基 準	主要業務	構成員
災害対策本部	市庁舎	1 震度6弱以上の地震が発生したとき 2 気象庁が、秋田県に「大津波警報」の特別警報を発表したとき 3 地震及び津波により市域に相当規模の災害が発生、または発生するおそれがある場合で市長が必要と認めたとき 4 その他の状況により市長が必要と認めたとき	1 災害情報の収集・分析、伝達・指示 2 救出・救護活動 3 応急活動対策 4 避難対策 5 広報活動 6 その他市長からの特命事項	本部長 市 長 副本部長 副市長 本部員 監査委員 教育長 総務部長 企画部長 市民福祉部長 環境産業部長 農林水産部長 都市整備部長 二ツ井地域局長 教育部長 議会事務局長 消防長 消防団長 ※必要に応じて国・県・防災関係機関から連絡調整員として本部へ派遣を求める

名 称	設置場所	設 置 基 準	主要業務	構成員
災害対策 警戒部	市庁舎	1 震度5弱または5強の地震が発生したとき 2 気象庁が、秋田県に「津波警報」を発表したとき 3 その他の状況により、市長が必要と認めたとき	1 災害情報の収集・分析、伝達・指示 2 災害警戒 3 初期緊急応急対策計画の検討・実施 4 計画実施のための動員の検討 5 災害対策本部設置への移行準備 6 その他市長からの特命事項	部長 副市長 副部長 総務部長 部員 企画部長 市民福祉部長 環境産業部長 農林水産部長 都市整備部長 二ツ井地域局長 教育部長 議会事務局長
災害対策 連絡部	市庁舎 総務部 総務課	1 震度4の地震が発生したとき 2 気象庁が、秋田県に「津波注意報」を発表したとき 3 その他の状況により、市長が必要と認めたとき	1 災害情報の収集・分析、伝達・指示 2 初期緊急応急対策計画の検討・実施 3 計画実施のための動員体制の検討 4 その他市長からの特命事項	部長 総務部長 部員 企画部長 市民福祉部長 環境産業部長 農林水産部長 都市整備部長 二ツ井地域局長 教育部長 議会事務局長

震度3以下の地震発生の場合は、被害の有無等を勘案して総務部総務課長の判断により、総務部総務課職員が初動対応する。ただし、被害が発生し、部局ごとの対応が必要なとき、総務部総務課長は、各課職員の動員を指示する。

名 称	設置場所	設 置 基 準	主要業務	構成員
情報収集 体制	市庁舎 総務課 防災危機 管理室内	1 震度3以下の地震が発生した場合で、被害調査及び情報収集等の初動体制を実施しなければならない場合 2 県内他市町村及び県外協定締結市町村等その他の地域において、災害が発生し、支援を行う場合	1 災害情報の収集・分析 2 庁内関係部局との連絡調整 3 被災地域への支援の実施 4 その他市長からの特命事項	防災危機管理室職員 その他必要な職員

(3) 廃止基準

市長は、次のとおり、市災害対策本部等の設置の必要がなくなつたと認める場合に、これを廃止する。

- ア 予想した災害の危険が解消したと認められるとき
- イ 災害発生後における応急措置が完了したと認められるとき

(4) 現地対策本部の設置

- ア 市災害対策本部長は、早急な諸対策等を行うために必要と認めたときは、現地災害対策本部を災害発生地域に設けることができる。
- イ 現地災害対策本部長及び同本部員等については、市災害対策本部長が指名するものをもってこれに充てる。
- ウ 現地災害対策本部は、常に本部と連絡を保ち、適切な措置を講ずるものとする。

2 市災害対策本部長等の職務代行

市災害対策本部長等が職務を執ることが出来ない場合であっても本部等の機能を維持するため、本部長等の職務代行者を次のとおり定める。

(1) 市災害対策本部長の職務代行者

- 第一順位 副市長
- 第二順位 総務部長
- 第三順位 企画部長

(2) 市災害対策本部副本部長の職務代行者

- 第一順位 総務部長
- 第二順位 企画部長
- 第三順位 市民福祉部長

3 市災害対策本部等への移行措置

市災害対策警戒部長（副市長）または市災害対策連絡部長（総務部長）は、被害の拡大により現在の体制より上位の体制による応急対策の実施等の必要があると認める時は、当該上位の体制の設置権者に対して体制の移行を具申し、これにより上位の体制が設置された時は、同時に現在の体制を廃止する。

4 市災害対策本部等事務局

市災害対策本部、市災害対策警戒部、市災害対策連絡部に事務局をおき、別表の事務分掌に従い、事務に従事する。

- (1) 事務局の設置場所は、総務部総務課防災危機管理室とし、総務部総務課長を事務局長とする。
- (2) 事務局長は、市災害対策本部長（災害対策警戒部長、災害対策連絡部長）指揮下に情報を共有し、緊急対応が円滑に行われるよう市災害対策本部の各部（班）の連絡調整に当たる。

5 能代市災害対策本部組織編成表

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第1節 第4 5（P168）に準ずる。

6 能代市災害対策本部の事務分掌

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第1節 第4 6 (P169) に準ずる。

第5 市災害対策本部会議の開催

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第1節 第5 (P178) に準ずる。

第6 複合災害発生時の体制等

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第1節 第7 (P179) に準ずる。

第7 市域外での災害発生時の措置

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第1節 第8 (P179) に準ずる。

第2節 職員の動員体制

【実施機関：各部署】

第1 基本方針

津波による被害から市民の生命・身体及び財産を守るため、市職員は、地震発生時または津波注意報・警報等の発表時において、動員基準及び動員計画に基づいて迅速に参集し、所掌業務に基づいた応急復旧対策に従事する。

なお、動員対象になっていない職員においても、自ら積極的に災害情報を収集し、災害対策本部等に報告する責務を有するものとする。

第2 職員の動員基準

職員の参集は、「緊急連絡網」「職員参集メール」による連絡に基づく参集と、動員基準に基づく自主参集を基本とする。

1 通常時の動員基準

職員は、次の基準に従い、直ちに自主登庁するものとする。また、動員指示があった場合は、職員は所属勤務場所または指定された施設等に参集する。

動員区分	市内の 観測震度	市内の津波注 意報・警報	市の体制	職員の参集基準
第1次動員	震度4	津波注意報	災害対策連絡部	・部長級、課長級、課長補佐級職員 ・本庁舎、及び二ツ井町庁舎勤務職員のうち各庁舎から通勤距離が2km以内に居住する職員 ・各施設の長（体育館、公民館、地域センター、保育所等） ・総務部総務課職員 ・二ツ井地域局総務企画課に所属する防災担当職員 ・その他各部において必要と認められる指定職員
第2次動員	震度5弱 または5強	津波警報	災害対策警戒部	・上記職員に副市長、係長職員を加える。
第3次動員	震度6弱以上	大津波警報 (特別警報)	災害対策本部	・全職員

※ 上位の体制に移行する場合は、速やかに所定の要員に連絡をとり、参集する。

2 休日・夜間の動員

職員は、能代市職員服務規則第22条の規定に基づき、休日等若しくは勤務時間外に動員基準に該当する地震が発生したときや、津波注意報・警報等の発表、庁舎またはその付近に火災その他の非常事態が発生したことを知ったときは、直ちに登庁しなければならない。

参集不能の場合は、所属長にその旨、連絡するように努める。

第3 職員の初期対応及び参集における心得

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第2節 第3（P181）に準ずる。

第4 職員のとるべき緊急措置

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第2節 第4（P182）に準ずる。

第5 動員計画

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第2節 第5（P182）に準ずる。

第6 応急公用負担

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第2節 第6（P186）に準ずる。

第7 防災関係機関の活動体制

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第2節 第7（P186）に準ずる。

第8 応援要請等

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第2節 第8（P187）に準ずる。

第9 職員の派遣要請

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第2節 第9（P187）に準ずる。

第10 応急措置の代行

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第2節 第10（P187）に準ずる。

第3節 津波情報、津波予警報等の伝達

【実施機関：各部局、防災関係機関】

第1 基本方針

津波に関する情報（特別警報、警報、注意報等）を受信したときは、市民及び関係機関に対し迅速かつ適切に情報を伝達し、効果的な災害応急対策活動や確実な避難の実施に役立てる。また、伝達する内容は、避難行動要支援者の安全で円滑な避難を確保する責務から、分かりやすい表現に努める。

第2 津波警報等

1 津波警報等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報を津波予報区単位で発表する。なお、大津波警報は、津波特別警報に位置付けられる。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さの予想の区分)	巨大地震 の場合の 発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	(巨大) 木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	(高い) 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

- 注) 1 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
- 2 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。
- 3 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- 4 津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。

2 津波予報

秋田地方気象台は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

	発表基準	内 容
津波予報	津波が予想されない時 (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想された時 (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波注意報解除後も海面変動が継続する時 (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

3 津波情報

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

	情報の種類	内 容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報(注1)	各津波予報区の津波の到達予想時刻(注2)や予想される津波の高さ(発表内容は津波警報・注意報の種類の表に記載)を発表
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(注3)
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表(注4)

(注1) 「津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報」は、XML電文では「津波警報・注意報・予報」(VTSE41)に含まれる。

(注2) この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

(注3) 津波観測に関する情報の発表内容について

- 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- 最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内 容
大津波警報	1 m超	数値で発表
	1 m以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

(注4) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第一波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。
- ・最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値(注)）の発表内容

警報・注意報の発表状況	沿岸で推定される津波の高さ	内 容
大津波警報	3 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報	1 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

(注) 沿岸から距離が100km を超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

津波情報の留意事項等

① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- ・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。
- ・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

② 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

- ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

③ 津波観測に関する情報

- ・津波による潮位変化（第一波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
- ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

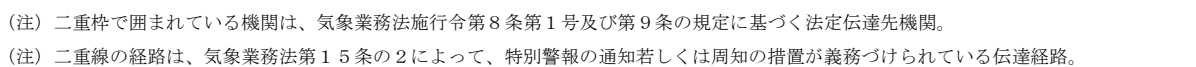
④ 沖合の津波観測に関する情報

- ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸では更に高くなる。
- ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

第3 地震・津波情報、津波予報の受領・伝達

秋田地方気象台から地震・津波情報、津波予報等が発表されたとき、県、市及び防災関係機関等は速やかに受領し、次により沿岸住民及び船舶等に伝達する。

県	県は、総合防災課が情報・予報を受領する。総合防災課長は、県総合防災情報システムにより市長、消防本部消防長及び防災関係機関等に通知する。
市	1 市において情報の伝達を受けた場合は、総務部総務課長は各部長に伝達する。 2 市長は、受領した情報・予報を本計画の定めるところにより、防災行政無線、広報車等で速やかに市民及び関係団体等に伝達し、周知徹底を図る。 3 震度4以上と推測される揺れを感じたとき、または揺れが弱く長い周期の地震を感じたときは、気象台の津波予報発表を待たずに海面の監視体制に努める。 4 海面監視情報は、電話、防災行政無線等により市長に伝達する。
放送機関	受領した情報・予報は放送を介し直ちに広報する。また、津波警報または津波注意報の伝達については、気象業務法に定めるとおりとする。
その他の 防災関係機関	防災関係各機関は、ラジオ・テレビ放送等に留意するとともに、さらに県及び市と積極的な連絡調整に努め、関係機関が相互協力のうえ情報の周知徹底・共有化を図る。 1 警察は、津波予報を警察署、交番等を通じて迅速かつ正確に沿岸住民に伝達する。 2 海上保安部は、船舶等に対する災害に関する情報を次により伝達する。 (1) 被害が予想される海域、または周辺海域の在泊船舶に対しては、船艇、航空機等を巡回させ、訪船指導の他、拡声器等により周知する。 (2) 航行船舶に対しては、航行警報または安全通報等により周知する。 (3) 被害が予想される沿岸海域の住民や海水浴客等に対しては、船艇航空機等を巡回させ、拡声器等により周知する。



– 553 –

第4節 災害情報の収集・伝達

【実施機関：各部局、消防本部、防災関係機関】

第1 基本方針

被害情報等の迅速・的確な把握は、あらゆる応急対策活動の基本となるものである。このため、市、県及び防災関係機関は、地震が発生した場合は、相互に緊密に連携して迅速かつ的確な情報収集・報告活動を行う。

また、被害が甚大であればあるほど、被災地からの情報は発信されなくなる。したがって、連絡が取れない地域については、重大な被害が発生しているものと想像し、最悪の事態に対応すべく、市災害対策本部から人員を派遣する等積極的な情報収集を行う。

さらに、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、県及び市は、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

第2 情報の優先度及び伝達系統

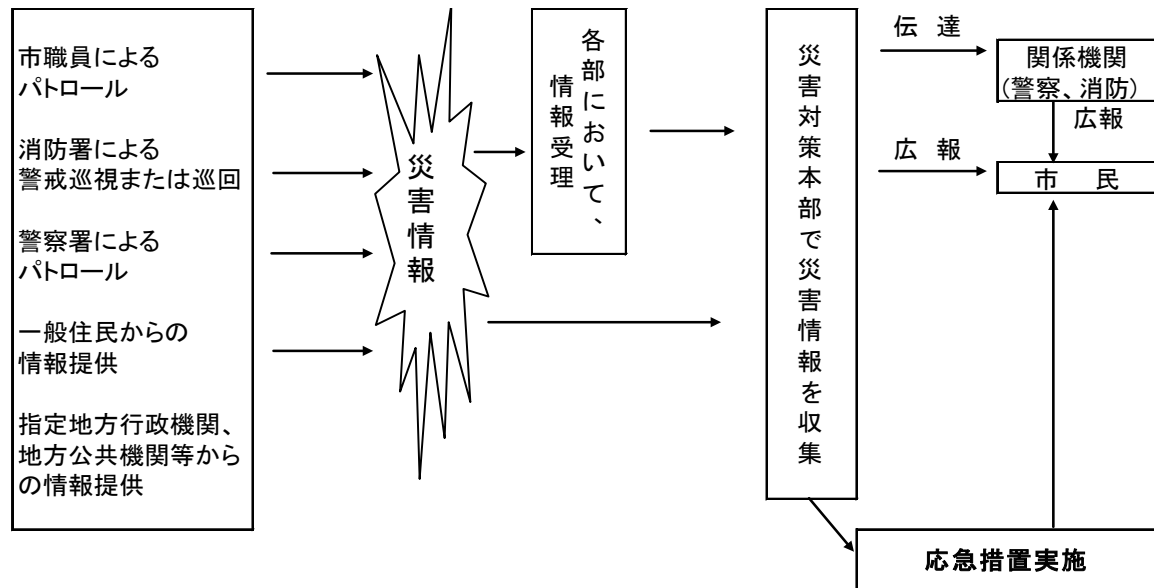
……………第2編 一般災害対策編 第3章 第6節 第2（P220）に準ずる。

第3 被害状況の収集・伝達等

1 情報の収集

- (1) 災害が発生した場合には、市及び防災関係機関は、その所掌する事務または業務に関して、積極的に自ら職員を動員して情報収集に当たるものとする。
- (2) 特に津波浸水区域に関しては、県の消防防災ヘリコプター等を利用した空からの情報収集に努める。
- (3) 災害の情報収集の取りまとめは、総務部総務課が行う。
- (4) 情報の収集・分析等は総務部総務課の担当とし、常にその現況を明らかにする。
- (5) 情報の収集及び伝達を迅速・的確に行うため、地域別情報等の連絡責任者（調査実施者）を定めておく。
- (6) 人的被害については、行方不明者の数を含める。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努める。
- (7) 市、消防本部、警察署その他の防災関係機関は、連携して被害状況の収集に当たるものとする。

2 収集・報告系統



3 市民への伝達

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第6節 第3 4 (P222) に準ずる。

4 防災関係機関との連携

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第6節 第3 5 (P222) に準ずる。

5 被害情報収集時の留意事項

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第6節 第3 6 (P222) に準ずる。

第4 異常現象発見時の措置

1 異常現象の通報

津波の前兆となるような異常現象（海面の異常変動等）を発見した者は、速やかに市長または警察官若しくは海上保安官に通報するものとする。

市は、市民や防災関係機関から、災害が発生するおそれのある異常現象を発見した旨の通報があった場合は、直ちに情報を確認し、所管各関係機関に連絡するとともに、必要な措置を行う。

2 被害の発生が予測される場合

海面水位等の観測者は、被害発生のおそれがある現象、または前兆現象を観測・察知した時は、直ちに管轄の市長に報告する。

第5 県に対する報告

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第6節 第6 (P224) に準ずる。

第6 被害の認定基準

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第6節 第7（P225）に準ずる。

第7 安否情報の収集・伝達体制

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第6節 第8（P229）に準ずる。

第5節 避難対策

【実施機関：総務部、企画部、市民福祉部、教育部、消防本部、能代警察署、防災関係機関】

第1 基本方針

津波が発生し、または発生するおそれがある場合、市は、危険地域の住民等を速やかに安全な場所へ避難誘導するため、避難指示の発令や避難誘導等を、的確に実施する。避難誘導に当たっては、避難行動要支援者に対し十分な配慮を行う。

また、避難住民の生活を維持するため、指定避難所の設置及び管理運営の方法について定める。指定避難所の運営に当たっては、要配慮者及び女性への十分な配慮と、避難者に対するプライバシー保護について徹底した対策の実施に留意する。

第2 避難指示

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第10節 第2 2（P242）に準ずる。

第3 避難の区分

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第10節 第3（P242）に準ずる。

第4 避難指示及び警戒区域の設定

1 避難指示及び警戒区域設定の実施責任者

（1）避難指示の実施責任者

実施責任者	内 容（要件）	根 拠 法
市 長	災害全般	災対法第60条
警 察 官	災害全般（ただし、市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認められるとき、または市長から要求があったとき（災害対策基本法））	災対法第61条 警察官職務執行法第4条
海上保安官	〃（ 〃 ）	災対法第61条
知 事	災害全般（ただし災害の発生により市がその全部または大部分の事務を行うことができなくなったとき）	災対法第60条
自 衛 官	〃 （警察官がその場にはいない場合に限る）	自衛隊法第94条
知事またはその命を受けた職員 水防管理者 （市 長）	洪水または高潮の氾濫についての避難の指示	水防法第29条

(2) 警戒区域設定の実施責任者

実施責任者	警戒区域設定を行う要件	根拠法規
市長	災害全般 災害が発生し、または災害が発生しようとしている場合で、人の生命または身体に対する危険を防止するために特に必要があるとき	災対法第63条
警察官 ・ 海上保安官	災害全般 市長若しくはその委任を受けた市の吏員が現場にいないとき、またはこれらの者から要求があったとき	災対法第63条
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	災害全般 市長、警察官及び海上保安官がその場にいないとき	災対法第63条
消防吏員または消防団員	災害（水災を除く）の現場において、活動確保する必要があるとき	消防法第23条の2、第28条
水防団長、水防団員または消防機関に属する者	洪水、高潮が発生し、水防上緊急の必要がある場合	水防法第21条

2 避難指示の基準及び報告

(1) 避難指示

どのような津波であれ、危険地域からの一刻も早い避難が必要であることから、「高齢者等避難」は発令せず、基本的には「避難指示」のみを発令する。

大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域は以下の区分とする。ただし、津波は局地的に高くなる場合もあること、津波浸水域はあくまでも想定に過ぎず、想定を超える範囲で浸水が拡大する可能性があることを周知する必要がある。

- ①大津波警報 : 最大クラスの津波により浸水が想定される地域を対象とする
- ②津波警報 : 海岸堤防等が無い又は海岸堤防等が低い場合、高さ3mの津波によって浸水が想定される地域を対象とする
- ③津波注意報 : 漁業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者、海水浴客等を念頭に、海岸堤防等より海側の地域を対象とする

【避難指示の判断基準】

- 1～2のいずれか1つに該当する場合に、避難指示を発令するものとする。
- 1 : 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表
(ただし、避難の対象区域が異なる)
- 2 : 停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合
- ※ 2つの設定例を全て判断基準とすることが必須ではなく、各市町村の実情等に応じて取捨選択する必要がある。

(2) 国及び県への助言の要請

市は、避難指示の対象地域、判断時期等について、必要に応じて、県、仙台管区气象台、秋田地方气象台、国土交通省東北地方整備局能代河川国道事務所、国土交通省東北地方整備局秋田港湾事務所能代事務所等に対して助言を求める。

(3) 避難指示

ア 市長

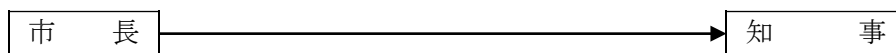
(ア) 市長による措置

避難指示を発令するに当たっては、そのときの状況に応じて、前記(1)の基準により判断する。

なお、危険が急迫し、緊急を要する場合で、市長が避難情報を発令できないときは、地方自治法第153条の規定により、現場付近にいる、市職員に併任されている消防本部職員、消防団員、市職員は、市長の権限を代行することができる。ただし、この場合、速やかに市長に報告し、以後の指示を受けるものとする。

(イ) 報告

市長は、避難のため立ち退きを指示し、または立ち退き先を指示したときは、速やかにその旨を知事に報告する。また、市長が警察官または海上保安官から避難のための立ち退きを指示した旨の通知を受けたとき、及び避難の必要がなくなったときも同様に知事に報告する。



イ 警察官

(ア) 警察官職務執行法による措置

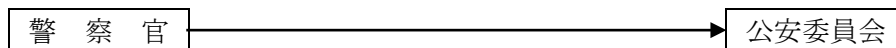
災害で危険な事態が生じた場合、警察官は、その場に居合わせた者、管理者、その他関係者に避難を促す等、必要な措置をとるよう命じるとともに、自らその措置をとる。

(イ) 災対法による指示

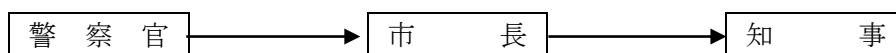
市長による避難指示ができないと認めるとき、または市長から要求があったときは、警察官は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを指示する。

(ウ) 報告・通知

A 上記(ア)により警察官がとった措置については、順序を経て公安委員会に報告する。



B 上記(イ)により、避難のため立ち退きを指示したとき及び避難の必要がなくなったときは、その旨を市長に報告する。



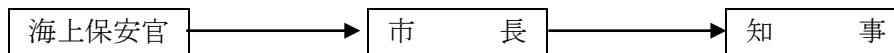
ウ 海上保安官

(ア) 災対法による指示

上記イの(イ)の警察官に準じる。

(イ) 報告・通知

避難のための立ち退きを指示したとき及び避難の必要がなくなったときは、その旨を市長に通知する。



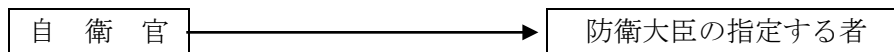
エ 自衛官

(ア) 避難等の措置

自衛隊法により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にはいない場合に限り、上記イの(ア)警察官職務執行法による措置による避難等の措置をとることができる。

(イ) 報告

上記(ア)により自衛官がとった措置については、順序を経て大臣の指示する者に報告する。



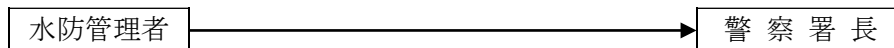
オ 水防管理者

(ア) 指示

洪水または高潮により著しい危険が切迫していると認められたときは、その該当者に対して、避難のための立ち退きを指示する。

(イ) 通知

避難のための立ち退きを指示したときは、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。



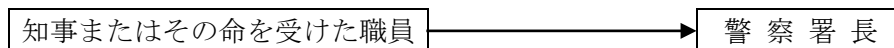
カ 知事またはその命を受けた職員

(ア) 洪水のための指示

水防管理者の指示と同様

(イ) 通知

避難のための立ち退きを指示したときは、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。



(4) 避難指示の解除に当たっての留意事項

市は、避難指示の解除に当たっては、十分に安全性の確保を行った後に実施する。

3 避難指示の要領

(1) 避難指示の内容

避難指示を行う場合は、次の内容を明示して実施するものとする。

ア 避難の理由（災害種別・規模・二次災害のおそれ等）

- イ 要避難対象地域
- ウ 避難開始時刻
- エ 避難先（指定緊急避難場所、指定避難所）
- オ 避難経路
- カ 避難指示の理由
- キ その他必要な事項

なお、避難場所（指定緊急避難場所、指定避難所）については、市長が防災関係機関と協議して最も適当な避難場所（指定緊急避難場所、指定避難所）を指示し、開設する。

指定緊急避難場所及び指定避難所については、「資料編16－1 指定緊急避難場所一覧表」及び「資料編16－2 指定避難所一覧表」に示す。

（2）市民への周知

避難指示を行った者は、当該地域の住民に対してその内容を周知させるとともに、速やかに防災関係機関に対して連絡する。

ア 沿岸住民及びその他市民等への周知徹底

避難指示を行った者は、迅速かつ確実に、その旨を沿岸住民、海水浴客等の海岸付近にいる人々、その他市民等に対して周知する。また、避難の必要がなくなった場合も、速やかに周知する。

（ア）直接的な周知として、防災行政無線、広報車、サイレン、防災情報メール配信等を活用する。

（イ）消防機関、警察、自治会長・町内会長（自主防災組織）を通じて周知する。

なお、自治会長・町内会長については、電話、携帯電話へメール送信等により連絡する。

（ウ）報道機関等の協力を得て、間接的に市民に広報する。

（エ）登録者に対し、災害情報をメール配信する。

イ 避難対象地区の巡回確認

消防職員や消防団等は、避難対象区域を巡回し、避難状況等を市災害対策本部に報告する。

ウ 防災関係機関相互の連絡

避難指示及び解除を行った者は、その旨を防災関係機関に連絡し、現場での情報混乱を未然に防止する。

（3）避難行動要支援者への配慮

ア 避難情報の伝達

避難指示の発令の際に避難情報として伝達される「避難の指示」「避難先」等の情報は、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難に当たって重要な情報である。避難行動要支援者の中には避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいる。そのため、避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して確実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その伝達に当たっては、以下の事項に配慮する。

（ア）高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明等により、一人ひとりに的確に伝わるようにすること

（イ）同じ障がいであっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意すること

（ウ）高齢者や障がい者に合った、必要な情報を選んで流すこと

イ 個別避難計画の活用

避難指示が発令された場合、避難行動要支援者の支援プランの「個別避難計画」に基づき、あらかじめ定めておいた手段（移動用具、自家用車、福祉車両等）により、避難行動要支援者をあらかじめ定めておいた場所（指定避難所、社会福祉施設、医療機関等）へ誘導・搬送するよう努める。

ウ 多様な手段の活用による情報伝達

津波発生時に確実に避難指示が伝達されるよう、各種情報伝達の特徴を踏まえ、防災行政無線（戸別受信機）や広報車による情報伝達に加え、携帯端末等を活用し、緊急速報メールを活用する等、複数の手段を有機的に組み合わせて情報伝達を行う。

また、多様な情報伝達の手段を用いることは、避難支援等関係者の負担を軽減することにもつながることから、市は、多様な情報伝達の手段を確保するよう努める。

（４）報告

避難の措置を実施したときは、市長は速やかにその旨を知事に報告するものとする。

（５）能代市津波避難計画

本計画に定めるもののほか、能代市津波避難計画に基づき、避難指示の伝達を行うものとする。

4 警戒区域の設定

（１）警戒区域の設定

ア 市長

市長は、生命または身体に対する危険を防止するため特に必要があるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを制限、禁止またはその区域からの退去を命ずる。

イ 警察官

市長またはその職務を行う職員が現場にいない場合、またはこれらの者から要請があった場合、警察官は、市長の権限を代行する。この場合は、直ちにその旨を市長に対して通知する。

ウ 海上保安官

市長またはその職権を行う職員が現場にいない場合、またはこれらの者から要請があった場合、海上保安官は、市長の権限を代行する。この場合は、直ちにその旨を市長に対して通知する。

エ 自衛官

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長、警察官及び海上保安官が現場にいない場合に限り、市長の権限を代行する。この場合は、直ちにその旨を市長に通知する。

オ 消防吏員または消防団員

消防活動・水防活動を確保するために、消防または水防関係者以外を現場付近に近づけないよう措置することができる。（消防法第23条の2、第28条、水防法第21条）

（２）警戒区域設定の周知

警戒区域の設定を行った者は、避難指示と同様に、市民への周知及び防災関係機関への連絡を行う。

（３）警戒区域の設定に当たっての留意事項

ア 警戒区域の設定範囲は、災害の規模や拡大方向を考慮して的確に決定する。

- イ 警戒区域の周知は、市防災行政無線及び広報車、または消防職員並びに警察官等の警戒配置者が実施する。
- ウ 警戒区域及び周辺の交通規制を段階的に実施する。
- エ 警戒区域には、要所に「立入禁止」、「車両進入禁止」等の表示板、またはロープ等で明示する。

第5 避難誘導

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第10節 第5（P250）に準ずる。

第6 避難路及び避難場所（指定緊急避難場所及び指定避難所）の安全確保

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第10節 第6（P251）に準ずる。

第7 来訪者、入所者等の避難

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第10節 第7（P252）に準ずる。

第8 避難に関する留意事項

1 避難指示の周知徹底

実施責任者は、避難指示を実施した場合は、避難指示の理由、避難先、避難経路及び避難上の留意事項を明確にし、防災行政無線、防災情報メール、広報車等により、市民に周知徹底する。

2 避難者の優先順位の設定

避難の順位は避難行動要支援者を優先するが、避難者の状況を的確に判断し、緊急を要する者から順に避難するものとする。

3 市民の避難対応

（1）避難の優先

避難に当たっては、避難行動要支援者の避難を優先する。

（2）携行品の制限

緊急を要する場合は、貴重品（現金、預金通帳等）、タオル等、円滑な避難行動に支障をきたさない最小限度のものとする。

また、比較的時間に余裕のある場合は、若干の食料、日用身の回り品等とする。

ア 身分証明書等（住所、氏名、生年月日、血液型等を記載したもの）

イ 1人3食分くらいの食料と2～3リットルの飲料水、タオル、救急医薬品、懐中電灯、携帯ラジオ等

ウ 服装は軽装とし、素足を避け、帽子、頭巾、雨具類及び必要に応じ防寒具

（3）避難方法

ア 原則として徒歩避難とする。

イ 海岸付近にいる者は、津波避難ビル・高台等への速やかな避難を行う。

ウ 津波避難に際しては、避難指示等を待たずに、自ら率先した避難を実施する。

エ 津波注意報等が発令されている間は、海岸付近に近づかず、避難を継続する。

(4) 避難者の移送

避難者の移送は、原則としてバス等指定した輸送車両による大量輸送とする。なお、必要に応じて、県に避難者の移送を要請する。

4 避難誘導者及び避難支援等関係者の安全確保

被災者の避難誘導等に当たる者及び避難行動要支援者の避難支援に関わる避難支援等関係者は、自らの安全を確保しつつ、「津波到達時間の10分前には安全な高台に避難を完了する」という避難に当たっての行動ルールを徹底して、安全かつ迅速な避難誘導等を行う。

第9 指定避難所の開設、運営管理等

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第10節 第9 (P253) に準ずる。

第10 広域避難

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第10節 第10 (P259) に準ずる。

第11 広域一時滞在

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第10節 第11 (P260) に準ずる。

第12 要配慮者への配慮

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第10節 第12 (P261) に準ずる。

第13 指定避難所以外の場所に滞在する被災者への支援

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第10節 第13 (P261) に準ずる。

第14 帰宅困難者支援

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第10節 第14 (P262) に準ずる。

第15 指定避難所等の家庭動物対策

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第10節 第15 (P262) に準ずる。

第16 災害救助法を適用した場合の指定避難所に関する基準

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第10節 第16 (P263) に準ずる。

第6節 消防・救急救助活動対策

【実施機関：消防本部、秋田海上保安部】

第1 基本方針

津波により、多数の要救助救急者が発生したときは、特に、発災当初の72時間が、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に、人的・物的資源を優先的に配分する。

消防本部は、市及び防災関係機関と連携しながら、その全機能をあげて消防・救助救急活動を実施し、市民の安全確保と被害の軽減を図る。

第2 消防活動

大規模な災害が発生したときは、「能代山本広域市町村圏組合消防本部警防活動要領」「震災時消防対策計画」に基づき、迅速かつ的確に消防・救急活動を実施し、市民の生命身体の安全確保と被害の軽減を図る。

1 組織

(1) 活動体制

災害が発生したときは、必要に応じて消防本部に「対策本部等」を設置し、状況把握に努めるとともに消防本部各班へ活動を指示する。

(2) 動員体制

消防職員は、次に該当する場合は、速やかに所定の場所に参集する。

- ア 招集の命を受けたとき
- イ 火災警報が発令されたとき
- ウ 居住区域内及びその周辺に火災等が発生したとき

2 初動措置

災害が発生し、大きな被害が予想される場合、消防本部及び消防署は、直ちに次の初動措置をとる。

(1) 消防本部の初動措置

- ア 情報収集に当たるとともに必要に応じて本部指揮隊を設置し、消防長の指揮監督を受けて状況の把握と消防活動方針策定の補助及び指揮命令の伝達に当たる。
- イ 災害監視カメラ等で、市域の災害発生状況の確認に努める。

(2) 消防署の初動体制

- ア 署長は、努めて署指揮隊を編成し、署指揮隊は署長の指揮監督を受けて状況の把握と消防活動方針策定の補助及び指揮命令の伝達に当たる。
- イ 情報の収集と災害現場での消防活動対応資機材の確認・搬送準備等を行う。

3 消防団の活動

大規模災害時には、津波による浸水や、家屋の倒壊等被害が広範に及ぶことが予想されるため、消防団員は地域に最も密着した防災リーダーとして災害防除に当たるものとし、津波

に関する災害活動の最大目標は人命救助等とする。

(1) 救命救助活動

人命救助事案が発生した場合は、付近住民と協力し、要救助者の救助救出活動に当たり、負傷者等については応急手当、保護に当たるとともに安全な場所に搬送する。

(2) 避難誘導活動

避難指示がなされた場合は、これを市民に明確に伝達するとともに、関係機関と連絡を取りながら安全に避難させる。

(3) 情報収集活動

道路障害状況、特異事象の収集と報告及び消防団本部あるいは分団からの指示命令の伝達を行う。なお、消防団の活動について、詳細は「震災時消防活動計画」に基づいて実施する。

4 応援要請

市は、災害規模が大きく、自力のみで災害の除去、拡大防止が十分にできない場合には、県及び他の市町村に応援を要請する。また、県内13消防本部による秋田県広域消防相互応援協定による応援要請を行う。

第3 情報通信

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第11節 第3 (P266) に準ずる。

第4 自主防災組織の活動

1 救命救助活動

人命救助事案が発生した場合は、消防機関及び警察等に通報するとともに、付近の防災関係職員や付近住民と協力し、要救助者の救助救出活動に努め、負傷者等については応急手当、保護に当たる。

2 避難誘導活動

避難指示がなされた場合は、これを市民に明確に伝達するとともに、防災関係機関と連絡を取りながら安全に避難させるよう努める。

第5 火災及び災害等の報告

消防組織法第40条に基づく通常報告は、「火災報告取扱要領」「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」によるが、消防関係報告のうち、緊急事態発生時における火災・災害等に関する即報については、「火災・災害等即報要領」の定めによるものとする。

第6 救助・救急活動

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第11節 第6 (P267) に準ずる。

第7 防災業務従事者の安全対策

- 1 「津波災害時の能代市消防団活動・安全管理マニュアル」を基にした活動を徹底する。特に、「出動時刻から気象庁が発表する津波到達予想時刻までの時間」から、「退避時間」（安全な高台等へ避難するために要する時間）や「安全時間」（安全・確実に退避が完了するよう、余裕を見込んだ時間）を差し引いた「活動可能時間」を設定し、それを経過した場合には直ちに退避すること。
- 2 市は、消防団員等の防災業務従事者に対して、安全靴やライフジャケット等、消防活動上必要な安全装備品の確実な装着を徹底する。また、熱中症対策の指導や惨事ストレスへのケア等に努める。
- 3 消防本部は、消防職員に対して、危険地区からの退避ルートの確保の徹底や、熱中症対策や惨事ストレス対策に努めるとともに、安全装備品の確実な装着を徹底する。
- 4 特に、津波浸水区域で活動する防災業務従事者に対しては、余震による津波の発生等に留意し、情報伝達手段の確保に努める。

第7節 海上災害応急対策

【実施機関：秋田海上保安部、消防本部】

第1 基本方針

秋田海上保安部は、被害規模等の情報収集を行い、その情報に基づき必要な活動体制を確立し、人命の救助・救急活動、消火活動、流出油等の防除活動、海上交通の安全確保等を進める。さらに、避難対策、救援物資の輸送活動等を行い、当面の危機的状況に対処した後は、社会秩序の維持、船舶等への情報提供、二次災害の防止等を行っていくものとするが、これらの災害応急対策は、事案ごとに臨機応変、迅速かつ積極的に実施していく。

また、秋田海上保安部をはじめ関係機関は、災害時に港湾及び漁港等における船舶等の被害を防止するため、相互に十分連携のうえ、的確な警報等の伝達に努めるとともに海上交通及び港内の安全を確保する。

第2 実施機関

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第32節 第2（P360）に準ずる。

第3 通信の確保

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第32節 第3（P360）に準ずる。

第4 警報等の伝達

- 1 市と防災関係機関は、災害時の通信を確保するため通信施設の保全に努めるとともに、防災関係機関と緊密な連絡をとって通信の万全を期する。また非常通信の疎通に関し、相互に協力する。
- 2 市と防災関係機関は、津波に関する注意報・警報の通知を受けた場合は、ただちに無線放送、広報車、巡視艇等により周知し、応急体制の指導を行う。
- 3 秋田海上保安部は、航路障害物の発生、航路標識の異常等船舶航行の安全に重大な影響を及ぼす事態が生じた場合は、航行警報を放送するとともに、必要に応じて水路通報により周知する。
- 4 秋田海上保安部は、大量の油の排出、放射性物資の漏洩等により船舶、水産資源、公衆衛生等に重大な影響を及ぼす事態の発生を知った場合は、航行警報、安全通報、または船艇、航空機等により周知する。
- 5 港湾管理者及び漁港管理者は、災害の状況によって必要な場合は、漁業協同組合、船舶所有者、船舶代理店等関係者に対し、応急体制について指示または勧告を行う。

第5 災害状況の通報、把握

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第32節 第5（P361）に準ずる。

第6 活動体制の確立

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第32節 第6（P361）に準ずる。

第7 船艇、航空機の出動、派遣等

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第32節 第7（P362）に準ずる。

第8 海難救助

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第32節 第8（P362）に準ずる。

第9 排出油の防除

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第32節 第9（P362）に準ずる。

第10 物資の無償貸付または譲与

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第32節 第10（P362）に準ずる。

第11 警戒区域の設定

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第32節 第11（P362）に準ずる。

第12 海上交通、港内保安の確保等

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第32節 第12（P363）に準ずる。

第13 治安の維持

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第32節 第13（P363）に準ずる。

第14 自発的支援の受入れ

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第32節 第14（P363）に準ずる。

第15 物資の収用、保管等

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第32節 第15（P363）に準ずる。

第16 危険物の保安措置

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第32節 第16（P363）に準ずる。

第17 緊急輸送

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第32節 第17（P364）に準ずる。

第18 広報

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第32節 第18（P364）に準ずる。